

佐渡市地域防災計画（案）

【個別災害対策編】

（令和6年9月修正）



佐渡市防災会議

目 次

第 1 章	計画作成の趣旨等	1
第 2 章	原子力事故災害対策計画	3
第 3 章	林野火災対策計画	22
第 4 章	油等流出事故災害対策計画	29
第 5 章	海上事故災害対策計画	47
第 6 章	航空事故災害対策計画	58
第 7 章	道路事故災害対策計画	69
第 8 章	危険物等事故災害対策計画	75
第 9 章	集団事故災害対策計画	83
第 10 章	竜巻等突風災害対策計画	89
第 11 章	大規模火災対策計画	97
第 12 章	雪害対策計画	107
第 13 章	大規模停電災害対策計画	118

作成 平成 18 年 4 月 19 日
修正 平成 19 年 7 月 18 日
修正 平成 22 年 10 月 8 日
修正 平成 29 年 9 月 29 日
修正 令和 6 年 ●月 ●日

第 1 章 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定により、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、佐渡市防災会議が国の中央防災会議の定める防災基本計画に基づき作成する計画で、佐渡市や新潟県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がとるべき措置を定め、その有する機能を有効に発揮して災害予防、応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、法第 42 条の規定に基づき、佐渡市防災会議が策定する佐渡市地域防災計画のうち個別災害に関する計画であり、本市における個別災害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有する。

本編（個別災害対策編）の構成は、次のとおりとする。

- 第 2 章 原子力事故災害対策計画
- 第 3 章 林野火災対策計画
- 第 4 章 油等流出事故災害対策計画
- 第 5 章 海上事故災害対策計画
- 第 6 章 航空事故災害対策計画
- 第 7 章 道路事故災害対策計画
- 第 8 章 危険物等事故災害対策計画
- 第 9 章 集団事故災害対策計画
- 第 10 章 竜巻等突風災害対策計画
- 第 11 章 大規模火災対策計画
- 第 12 章 雪害対策計画
- 第 13 節 大規模停電災害対策計画

佐渡市地域防災計画は、本編の「個別災害対策編」並びに別冊の「風水害対策編」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、及び「資料編」で構成する。

3 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、佐渡市防災会議において修正を行う。また、この計画については、本市の職員をはじめ各防災関係機関に周知し、市民の理解を得るよう努める。

4 計画の習熟等

防災関係機関においては、平時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

5 その他

本編に定めのない事項については、「風水害対策編」の該当節を準用する

第2章 原子力事故災害対策計画

第1節 総 則

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定める。

実 施 担 当	各関係課
防 災 関 係 機 関	各関係機関

(2) 原子力災害対策を実施すべき地域の区分と範囲

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、発電所からの距離等に応じて以下の区域等に区分している。

ア 即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5キロメートル圏で、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する区域。

イ 避難準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

半径概ね5～30キロメートル圏で、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、災害対策を実施する区域。

ウ 放射線量監視地域（UPZ外）

県内全域が対象で、安定ヨウ素剤の備蓄の計画をあらかじめ策定するとともに、地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域。

この地域では、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

2 市が計画する原子力災害の想定

(1) 原子力発電所と本市の位置関係

本市は、発電所から約49～99キロメートル先に位置し、放射線量監視地域に属することから発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、発電所周辺自治体からの避難者受入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。

(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

計画の基礎とするべき災害は、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する。

また、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故（以下「未満事象」という。）

においても、県及び関係機関と連携し対応する。

3 市、県、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐渡市	1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 市民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 事故状況の把握及び連絡に関すること 4 原子力災害に関する警戒本部及び災害対策本部の設置・廃止に関すること 5 市民等からの問合せに対する対応に関すること 6 環境放射線の緊急時モニタリングに関すること 7 市民等の屋内退避・避難及び立入制限に関すること 8 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 9 市民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 10 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 11 市民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 12 市管理道路の通行確保に関すること 13 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 14 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 15 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 16 汚染物質の除去及び除染に関すること 17 市民等に対する各種制限措置の解除に関すること 18 風評被害等の影響の軽減に関すること 19 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること 20 心身の健康相談に関すること 21 園児、児童、生徒の退避及び避難に関すること 22 学校施設の退避・避難施設としての使用協力に関すること 23 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 24 市民等に対する広報に関すること 25 市民等の屋内退避・避難の誘導に関すること 26 救急活動の実施に関すること
消防本部	1 市民等の避難、屋内退避の誘導に関すること 2 緊急時医療活動に対する協力に関すること 3 救急活動の実施に関すること

新潟県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関する事 2 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関する事 3 原子力防災に関する訓練の実施に関する事 4 通信連絡網の整備に関する事 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事 6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関する事 7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関する事 8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事 9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関する事 10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事 11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事 12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関する事 13 現地事後対策連絡会議への職員の派遣に関する事 14 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れに関する事 15 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入れに関する事 16 市民等からの問い合わせに対する対応に関する事 17 環境放射線モニタリングに関する事 18 市民等の退避、避難及び立入制限に関する事 19 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関する事（or 産業労働観光部） 20 防災業務関係者の被ばく管理に関する事（or 福祉保健部） 21 放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去及び除染に関する事 22 各種制限措置の解除に関する事（or 福祉保健部、農林水産部） 23 市の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事 24 損害賠償請求等に必要な資料のとりまとめに関する事（or 農林水産部、産業労働部、観光文化スポーツ部） 25 原子力災害の医療措置に関する事 26 飲食物の摂取制限等に関する事 27 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事（or 農林水産部） 28 心身の健康相談に関する事 29 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関する事 30 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関する事 31 風評被害等の軽減に関する事（or 産業労働部、観光文化
-----	---

		スポーツ部) 32 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関する こと (or 産業労働部、観光文化スポーツ部) 33 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること 34 物価の監視に関すること 35 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること 36 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指 導に関すること 37 児童、生徒の退避及び避難に関すること
県警察 警備第二課 交通規制課		1 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関するこ と 2 警戒区域、防護対策を講じるべき区域における警戒警備に関 すること 3 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員 の派遣に関すること 4 交通規制、緊急交通路の確保に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	北陸農政局（企画調整室）	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報 告に関すること 2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関すること
	東北経済産業局 （総務企画部総務課）	1 電気の安定供給に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関す ること
	関東東北産業保安監督部 東北支部（電力安全課）	1 被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関す ること
	第九管区海上保安本部 （救難課）	1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援 に関すること 2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り制限に関 すること 3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安 確保に関すること 4 海上における緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関 すること
陸・海・空 自衛隊		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関す ること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とし た応急救援活動の実施に関すること 4 緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること

東京電力ホールディングス株式会社 (安全総括部 防災安全グループ)	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8 国、県、市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9 汚染物資の除去等に関すること
--------------------------------------	---

4 用語の解説

本章における主な用語の解説は、次のとおりとする。

(1) 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

(2) 甲状腺

前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。

(3) スクリーニング

原子力災害が起きた場合、市民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。

(4) 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺の安全を確認するために、放射線を定期的、連続的に監視、測定し安全か否か評価すること。

(5) モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、全県に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。

(6) 放射性物質拡散予測情報

周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報。

(7) プルーム

原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団

(8) 屋内退避

自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを

避けることを目的として実施するもの。

(9) 未満事象

原災法第 10 条に規定する特定事象に該当しない事故で、原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象

(10) 防災業務関係者

緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

(1) 市と関係機関との連携体制の確保

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関との間において、確実な情報の収集及び連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口

イ 防護対策の連絡方法

ウ 関係機関等の連絡先

(2) 情報の分析整理

ア 人材の育成及び専門家の活用

市は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及び情報のネットワーク化に努め、その共有を図る。

(3) 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳（ふくそう）や停電等への対策に十分留意する。

2 災害応急体制の整備

市は、発電所等において未満事象が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

(1) 警戒配備に必要な体制等の整備

市は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）発生の通報を受けた場合、又は特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障（以下「特定事象に先行する事象」という。）の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

また、災害対応に備えたマニュアル等の作成も行う。

(2) 関係機関相互の連携体制

市は、平時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

(3) 専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

3 屋内退避・避難等に係る体制

市は、国、県、県内他市町村及び関係機関と協力し、円滑に避難等の対応が実施できるよう、情報共有できる体制を整備する。

また、市は、県及び県内他市町村と連携した屋内退避・避難のための計画を作成する。

(1) 屋内退避・避難計画等の作成

市は、国、県、県内他市町村及び原子力事業者、その他関係機関と連携をとりながら、屋内退避・避難のための計画の作成及び実施に必要な情報伝達方法や実施状況の確認等、必要な体制の整備に努める。

ア 病院、社会福祉施設等の体制の整備

病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難計画の作成に努める。

イ 学校等における体制の整備

学校等の管理者は、園児、児童、生徒及び学生の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画の作成に努める。

(2) 屋内退避・避難等の周知体制

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

4 緊急輸送活動体制の整備

市は、情報板等の整備や緊急車両の円滑な運行確保及び緊急物資の輸送体制の確保に係る道路交通管理体制の充実に努める。

5 安定ヨウ素剤の配布

市は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の市民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

6 市民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達手段の整備等

市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に発信できるよう災害情報伝達手段などの整備を図る。

(2) 市民相談窓口の準備

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

(3) 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

7 他自治体からの避難者の受入れ

県は、災害の状況により、行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める市町村がある場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、対象市町村住民の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難者の受入れ及び避難所の設置を要請する。

本市は、県から避難区域の市町村の避難住民の受入れの要請があり、受入れが可能な場合は、避難所となる施設を示した上で受入れる。

8 原子力防災に関する市民等への普及啓発

(1) 市民に対する普及啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、国、県と連携した広報活動を実施する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

9 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して防災業務関係者に対する研修を行う。

10 防災訓練の実施

市は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

第3節 災害応急対策

1 災害対策本部等の配備基準

市長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の配備基準により応急活動体制をとるものとする。

配備区分	配 備 基 準	活動体制
第1次配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が1マイクロシーベルト／時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部

(1) 災害警戒本部の設置

ア 設置基準

防災課長は、第1次配備体制の配備基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。

イ 設置場所

本部は、佐渡市役所（本庁）2階大会議室に設置する。

ウ 組織

組織の編成及び動員体制については、風水害対策編 第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に準じる。

エ 所掌事務

警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 発電所等の事故に関する情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供
- (イ) 応急対策の検討、調整及び実施
- (ウ) 国・県等との情報の共有等
- (エ) 関係機関との連絡調整
- (オ) 市民等への広報
- (カ) 報道機関への情報提供
- (キ) 災害対策本部の立ち上げ準備
- (ク) その他必要な事務

オ 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

- (ア) 災対法に基づく、災害対策本部が設置された場合

- (イ) 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- (ウ) その他必要がなくなったと本部長が判断した場合
- (2) 災害対策本部の設置
 - ア 設置基準

市長は、第2次配備体制の配備基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。
 - イ 設置場所

災害対策本部は、佐渡市役所（本庁）2階大会議室に設置する。
 - ウ 組織

組織の編成及び動員体制については、風水害対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に準じる。
 - エ 所掌事務

災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。

 - (ア) 原子力災害の避難、屋内退避、受入れに係る指示又は解除に関する事
 - (イ) 原子力災害の現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事
 - (ウ) 原子力災害の原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関する事
 - (エ) 原子力災害の複合災害対策に関する事
 - (オ) 本部の出動体制及び解除の決定に関する事
 - (カ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
 - (キ) 避難所の開設及び閉鎖に関する事
 - (ク) 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関する事
 - (ケ) 災害対策経費の処理に関する事
 - (コ) その他災害対策に関する重要事項に関する事
 - オ 災害対策本部の廃止

次の場合は災害対策本部を廃止する。

 - (ア) 原災法第15条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
 - (イ) 本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (3) 応援要請及び職員の派遣要請等
 - ア 応援要請

市長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づき、協定市町村長等に対し応援要請を行う。
 - イ 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあつせんを求める。
- (4) 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を求める。

また、市長は自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求める。

(5) 防災業務関係者の安全確保

ア 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、国、県の指導下で適切な被ばく管理が行われるよう配慮する。

イ 防護対策

(ア) 市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(イ) 市は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対して、防護資機材の調達の協力を要請する。

ウ 防災業務関係者の放射線防護

(ア) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(イ) 防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市は市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を災害対策本部に置く。

(ウ) 市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(エ) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

(オ) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

2 屋内退避・避難等の防護活動

市は、緊急時において、市民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、放射線による身体の影響を低減するための措置として、屋内退避・避難等の指示を行い、市民の安全確保を図る。

(1) 屋内退避・避難等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線から地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講じる。

これらの屋内退避・避難等の措置についての基準は、国が定めるところによる。

(2) 屋内退避・避難等の対応方針

ア 屋内退避・避難等の判断

市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、国・県からの放射性物質の拡散予想、当日の気象条件等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施する。

ただし、市民の安全を確保するために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

イ 屋内退避・避難等の周知及び誘導

市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び避難誘導に際して避難計画に基づいて実施する。

(3) 屋内退避・避難の実施

ア 屋内退避指示

市長は、県から、市民等が屋内退避すべき区域の連絡を受けた場合には、市民等に対し速やかに屋内退避するよう指示する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

(イ) 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

イ 屋内退避の実施における留意点

(ア) 市は、市民等に屋内退避の方法について周知する。

(イ) 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

(ウ) 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内避難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。

ウ 市長による避難指示等

市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。

エ 避難の手段

市長は、自家用車両を含めバス、船舶、飛行機等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段による避難を市民等に指示する。

自家用車両による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞くとともに、渋滞緩和に向けた対策を要請する。

また、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により行う。

オ 避難の実施

市は、県及び関係機関と連携して、線量率の測定結果、気象条件等を考慮した避難誘導を実施する。

市の区域を超えた避難等を行う場合は、県が受入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。

この場合、県は受入れ先の市町村と協議の上、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

市は、県が示す受入れ市町村の避難所等に避難を誘導する。

カ 避難の実施における関係機関の連携

(ア) 市は、県及び県警察等の関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて市民の円滑な避難を実施するとともに、受入れ市町村と協力し、避難先への誘導及び情報連絡体制の構築を図る。

- (イ) 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民等に周知する。
- (ウ) 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。
- (エ) 市は、県と協力し、あらかじめ定められた方法により戸別訪問、避難所における確認等、市民の避難状況を確認する。

また、避難指示を行った後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

キ 放送事業者による屋内退避・避難の指示等の放送

放送事業者は、屋内退避・避難の指示等があったときは、速やかにその内容について、正確かつ簡潔に放送する。

ク 要配慮者の支援

- (ア) 市は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難を近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。
- (イ) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、要配慮者の避難や避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に配慮し、健康状態の把握に努める。
- (ウ) 市は、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。

ケ 医療機関、社会福祉施設、学校等の対応

(ア) 医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に入院患者を避難又は他の医療機関へ転院させるほか、外来患者等の帰宅等の支援に努める。

(イ) 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に入所者を避難させるほか、利用者の帰宅等の支援に努める。

(ウ) 学校等

学校等施設は、園児・児童・生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率の下、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。

また、園児・児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡する。

(4) 市外避難所等の運営

市は、市外において佐渡市民単独の避難所が設置された場合には、避難先市町村、住民組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。

ア 現況把握

市は、初動期において、避難先市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数をはじめ現況を把握する。

イ 避難者に対するケア

市は、初動期に、避難先市町村、県、関係機関等と協力し、避難所において各種の避難

者ケアを実施する。

ウ 避難者に対するケアの引き継ぎ

市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難先市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐ。

(5) 屋内退避・避難者の生活支援

市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、被災者向けの生活支援に努める。

ア 物資の協力要請

市は、屋内退避場所・避難所において必要となる飲料用保存水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達の必要がある場合には、県に調達の協力要請等を行う。

イ 物資の集積場所及び受入れ・仕分け

市は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入れ作業及び仕分け作業を行う。

ウ 物資供給の広報

市は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。

エ 物資の配布等

市は、避難所等においては、自治会、自主防災組織等を通じて、子供や要配慮者を優先しながら物資を配布し、避難所以外の屋内退避・避難者に対しても、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

オ ライフラインの供給確保

電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、市及び県と協力し屋内退避地域での供給を確保する。

(6) 避難者等の受入れ

市は、県又は応援協定に基づき他市から避難者の受入れ及び避難所の設置について要請を受けた場合、受入れを行う避難者の人数・要配慮者の有無等について確認し、受入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受入れ先施設を選定する。

(7) 屋内退避・避難の解除

ア 屋内退避指示の解除

市長は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

イ 避難指示等の解除

市長は、内閣総理大臣の指示又は、緊急時モニタリングの結果、市における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

(8) 治安の確保及び火災の予防

市は、屋内退避・避難対象区域等の治安の確保について、県警察・警察署と協議し、万全を期す。特に、避難指示を行なった地域及びその周辺においては、国・県の協力を得ながら、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

火災予防については、消防本部とともに、火災予防に努める。

(9) 医療活動

ア 医療措置

市は、緊急時に県が行う健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

イ 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針、指示に従い、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を迅速かつ適切に服用できるよう、備蓄する県と配布及び服用時の指導等について必要な措置を講じる。

3 社会的混乱防止

(1) 交通規制等の実施

県警察及び避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会と、相互に密接な連絡をとる。

県警察は、市と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市管理道路の規制等の措置を実施する。

なお、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から実施する。

(2) 自主避難・買い占め等への対策

ア 自主避難等

市は、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講じる。

このため、市民等の状況を常に把握するとともに、市民等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。

イ 適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講じる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。

4 飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限

(1) 飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合又は市として必要性があると判断した場合、水道水の検査を実施する。

食品についても、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査へ協力するほか、独自調査を実施する。

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限が必要な場合には、必要な措置を講じる。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等の措置を実施するよう指示する。

5 緊急輸送活動

市及び県は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

(1) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送の実施

市は、関係機関の協力を得て、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

イ 支援の要請

市は、人員・車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通手段と経路の確保に必要な措置をとる。

第4節 災害復旧対策

1 緊急事態解除宣言後の対応

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発表した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

2 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

3 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、水道水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知する。

4 災害記録等の作成

(1) 被災市民の記録

市は、避難及び屋内退避を実施した市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において実施した措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

(3) 証拠書類の記録

市は、市民等が原子力災害時における規制措置等により物的損害を受けた損害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。

5 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給や、その迅速な処理のための支援に努める。

(2) 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置及び心身の健康について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市外への被災者に対しても、避難先の地方公共団体からできる限りの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

6 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び防災関係機関・経済団体や農林水産業団体とともに、原子力災害による風

評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客等の誘致等のための取組みを実施する。

7 被災中小企業者・農林水産業者等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、各種貸付及び制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付及び税の軽減などの支援措置に努めるほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第3章 林野火災対策計画

第1節 林野火災予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、市、県及びその他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る。

実施担当	防災課 農林水産振興課 消防本部
防災関係機関	県 消防団

(2) 各主体の責務

ア 森林等の利用者（地域住民、ハイカー・登山者等）は、森林を利用する際は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

イ 森林等の所有者は、森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

ウ 市は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。

エ 市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。

オ 消防機関は、林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

カ 県は、関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入れ体制の整備を図る。

キ 市、県、消防機関は、林野火災に対する消火資機材の整備・充実を図るとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

ク 市、県、消防機関、林野関係団体・事業者等は、協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。

2 地域住民等の役割

地域住民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

3 林野関係者の役割

(1) 林野関係団体・事業者の役割

ア 林野関係団体・事業者等は、作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。

イ 地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の規定により、森林所有者と協議の上、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

ウ 林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。

エ 消防機関の求めに応じ消防隊の進入路となる林道や作業道などの森林情報を提供する。

オ 市、県、消防機関が実施する防火思想の普及に協力する。

(2) 森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、「火入れ」を行う場合、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の規定により、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

また、消防機関や林野関係団体・事業者に予防に必要な森林情報の提供に努める。

4 市の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 林野火災に強い森林環境の整備

(ア) 市は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域について、林野火災対策の推進のため、県と協議の上、林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした市は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

(イ) 市は、消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に努める。

(ウ) 市は、火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域住民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。

イ 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

(ア) 市は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。

(イ) 市長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、消防機関、その他関係機関と協力して指導を行う。

(ウ) 市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

ウ 大火危険気象等に対する警戒

市長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、実施した措置を県に通報する。

(2) 防火思想の普及

市は、消防本部とともに林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

5 消防機関の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

イ 大火危険気象等に対する警戒

消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

ウ 火災警報発令時の警戒

消防機関は、市長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

(2) 消防体制等の整備・充実

ア 出動計画の策定

消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市消防計画に定める。

イ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。

また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

第2節 林野火災応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、森林等の所有者、消防機関、市、県その他関係機関等が協力し消火・救助活動に当たる。

実施担当	統括調整班、全ての班
防災関係機関	県 消防団

(2) 各主体の責務

ア 出火発見者

林野火災を発見した者は、身の安全の確保をした後、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

イ 森林等の所有者

森林等の所有者は、火災を発見した場合、身の安全を確保し、直ちに消防本部に通報し、消防機関の求めにより、消火活動に必要な森林情報を提供する。また、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じるよう努める。

ウ 林野関係団体・事業者等

火災を発見した場合、直ちに消防本部に通報し、作業員等の安全確保を図るとともに、消防機関が行う延焼防止のための森林伐開等の消防活動に協力を求められた場合は、可能な範囲で協力する。また消防活動に必要な林道や作業道等の情報を消防機関の求めに応じて提供する。

エ 消防団

消防団は、消防長又は消防署長の統括的な統制の下に消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導を行う。

オ 消防本部

- (ア) 火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。
- (イ) 消防団等と連携し適切な消火活動等行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

カ 市

- (ア) 市は、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。
- (イ) 市長は、消防力だけでは当該林野火災への対応が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

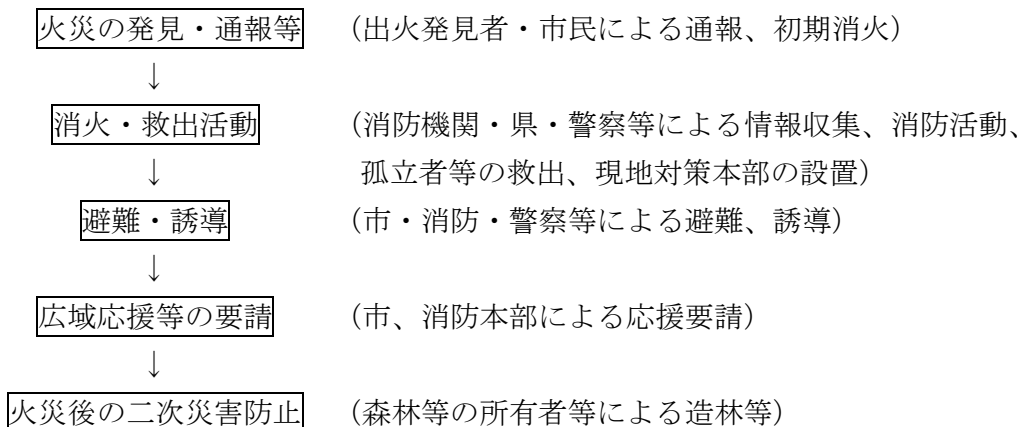
キ 県警察

- (ア) 警察本部は、必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集等を行う。
- (イ) 警察署は、消防車両の通行確保のため交通規制を行うとともに、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

ク 県

- (ア) 消防機関に対し消防用水の確保に必要なダムやため池に関する情報を提供する。
- (イ) 国有林内での火災発生、類焼の可能性がある場合は、関東森林管理局等から消火活動に必要な情報を入手するとともに、消防機関が必要に応じ防火帯等設置する場合、関東森林管理局等に協力を依頼する。

2 林野火災対策の流れ



3 出火の発見・通報等

(1) 出火発見者の義務

林野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関に通報するとともに、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域の市民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に当たる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに出火位置を確認し消防隊を出動させるとともに、必要に応じ次の関係機関に連絡し所要の措置を要請する。

要 請 先	要 請 事 項
消防機関	消火活動、延焼警戒及び地域の市民等の避難誘導のための出動
森林管理者 (下越森林管理署)	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力 必要に応じ二次災害防止のための措置
県危機対策課	消防防災ヘリコプターの緊急運航 必要に応じ関東森林管理局等からの情報収集及び協力依頼
警察署	消防車両の通行確保のための交通規制 森林等利用者の安全確保 必要に応じ警察ヘリコプターによる情報収集
佐渡市	地域の市民の安全確保・避難誘導 知事に対する自衛隊の派遣要請依頼

4 消火・救出活動

(1) 消火活動等施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団、林野関係団体、事業者等とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域の市民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

また、現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努めるが、自然水利が得られない場合は、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等のあらゆる手段を用いて早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断される場合は、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 孤立者等の救出

市は、現地に出動した県、県警察及び消防防災ヘリコプターが火災現場の空中からの偵察により孤立した負傷者や退路を断たれた者等を発見した場合は、直ちに他の業務に優先して救助活動を行うよう要請する。

(3) 現場指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮に当たる。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市、警察署、消防機関等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺への広報を行い、森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。また、県、県警察及び消防防災ヘリコプターは、必要に応じて空から避難の呼びかけを行う。

市、消防機関及び警察は、道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 地域の市民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、対象地域の市民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して対象地域の市民を安全に避難させる。

6 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

市長又は消防長は、自らの消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づき協定市町村に応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

7 火災後の二次災害防止

(1) 森林等の所有者の対応

早期の自然復旧が見込めない場合には、焼失した森林等から降雨等による土砂流出等の二次災害が起こらないよう、造林等の措置を講じるよう努める。消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備え警戒に当たる。

(2) 市、県等の対応

互いに協力し、専門技術者を活用して、降雨等による二次災害の危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとる等必要な措置に努める。

8 惨事ストレス対策

消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第4章 油等流出事故災害対策計画

第1節 油等流出事故災害対策総則

1 計画の方針

(1) 対象とする事故災害等

本計画で対象とする事故災害及び対策の内容は、以下を基本とする。

ア 海上における船舶の衝突、乗場、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故

イ 陸上施設からの油等の流出による著しい海洋汚染事故

ウ 海洋石油鉱山における暴壊事故等による大量の油流出事故

エ 対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油等の防除、環境保全対策とし、遭難船舶の人命救助等の救難対策は、第5章「海上事故災害対策計画」に含める。

(2) 関係する法律等

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の様態が多様で関係する法律・制度、及び関係機関が多岐にわたること、などに大きな特徴がある。

ア 関係機関の柔軟な対応

被害が広範囲で事故原因者（及び事故原因者からの委託を受けて防除活動を行う者を含む。）だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策を実施せざるを得ない場合、市民の安全と自然環境等を守るため、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用等に努める。

イ 行政機関の基本的立場

油等流出事故の防除措置及び損害賠償を行うべき者は、第一義的に事故原因者にあることから、行政機関は基本的に事故原因者に対する指導、助言、協力を行う立場に立つこととなる。

しかし、行政機関は油等流出事故の自然環境等に与える影響の大きさを考慮し、被害の拡大防止のため、自ら柔軟かつ積極的な防除活動の実施に努める。

2 各主体の処理すべき事務又は業務の内容

関係機関等が処理すべき事務又は業務の内容は、風水害対策編 第1章 第3節「市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の内容」に示すもののほか、以下のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の内容
佐渡市（消防機関を含む）	1 海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動 2 事故及び被害情報の県等への報告 3 市が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報の収集 4 市民への広報

		5 市民の避難誘導及び警戒区域の設定 6 事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置の実施 7 区域内における関係機関の防除活動の調整 8 流出油等防除資機材の調達及び斡旋 9 ボランティア活動の支援 10 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導 11 市民等への健康相談等の実施 12 関係防災機関への応援要請 13 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償 14 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全 15 風評被害対策の実施
新潟県		1 消防防災ヘリ、県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動 2 事故及び被害情報の関係市町村等への連絡 3 県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収集 4 市等が実施する防除活動等への協力及び調整 5 油等防除対策調整会議の運営 6 流出油等防除資機材の調達、斡旋、配置等の調整 7 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整 8 関係防災機関への応援要請及び応援要請の斡旋 9 県所属船舶による漁船の防除作業の指導 10 環境影響調査・環境監視調査の実施 11 ボランティア活動の支援 12 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償 13 補償請求に係る市への助言等 14 河川・海岸・港湾等の管理者として必要な防除措置の実施 15 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全 16 風評被害対策の実施
	県警察	1 県警ヘリコプター、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動 2 事故及び被害情報の関係機関への連絡 3 災害現地周辺の警戒及び交通規制等の実施 4 市民の避難誘導及び立入禁止区域の設定 5 関係防災機関の防除活動に対する支援
指定 地 方	第九管区海上保安本部	1 巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動 2 事故及び被害情報の関係機関等への連絡 3 事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等の設

行政機関		置 4 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整 5 事故原因者等に対する防除措置の指導並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示 6 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合における海上災害防止センターに対する防除措置の指示 7 関係機関等に、必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の協力要請 8 付近船舶の航行制限等による船舶交通の安全確保 9 関係防災機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導 10 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
	北陸地方整備局	1 航空機、船舶、巡視パトロール等による事故及び被害情報の収集活動 2 事故及び被害情報の関係機関への連絡 3 海上保安機関等からの要請に基づく防除措置の実施 4 河川等の管理者として必要な防除措置の実施 5 防除資機材の整備及び関係防災機関への貸出等 6 関係防災機関の防除活動に対する支援 7 造成中の港湾・海岸施設等の必要な防除措置の実施 8 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施 9 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償 10 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導
	北陸信越運輸局	船舶への立入り検査等による船舶の安全性の確保
	新潟地方気象台	関係防災機関等に対する気象、水象情報の提供
	関東東北産業保安監督部	1 事故発生時に鉱業権者がとるべき対応措置の指導 2 事故対策本部の設置、運営 3 復旧・防除対策の指示 4 平時における関係機関との連絡・協力体制の確立
	一般財団法人海上災害防止センター	1 海上保安本部等からの指示に基づく防除措置の実施 2 防除措置を講じるべき者等からの委託に基づく防除措置及び回収油等の処分 3 流出油等防除資機材の整備 4 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
	排出油防除協議会	1 関係防災機関への防除資機材の貸出等 2 関係防災機関の防除活動に対する協力、支援 3 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
	石油連盟	1 流出油等防除資機材の整備

	2 流出油等防除資機材の操作指導 3 関係防災機関が実施する防除措置に関する技術的助言等
県漁業協同組合連合会	1 事故及び被害状況の把握並びに漁協等への情報提供 2 事故の規模及び被害状況に応じた災害対策本部等の設置 3 事故原因者等からの委託に基づく防除措置の実施及び調整 4 漁協による漁場等への防除措置の実施に関する調整 5 流出油等防除資機材の調達及び斡旋 6 出荷停止等による風評被害の防止 7 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償 8 事故原因者等への漁業被害の求償 9 漁業関係者に対する融資等の実施 10 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
事故原因者	1 海上保安機関への事故情報及び被害状況の連絡 2 流出油等の防除措置の実施 3 海上災害防止センター等への委託による防除措置の実施及び回収油等の処分 4 関係防災機関が実施する防除措置への協力、支援 5 関係防災機関が実施する災害対策本部等への責任者の派遣 6 関係防災機関への防除資機材の提供等 7 被害者の損害に対する補償 8 関係防災機関が実施する防除措置に要する費用の補償

3 市の役割

市は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担の上で防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

4 県の役割

県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき県域並びに地域住民の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市等が行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施する。

また、関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

5 第九管区海上保安本部の役割

海上保安本部は、海防法及び「排出油等防除計画」に基づき、事故原因者等への防除指導又

は防除措置を講じていない場合は防除措置命令を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を講じる。

また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

第2節 油等流出事故災害予防対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な油等流出事故には、多くの公的機関及び関係団体が関与し、かつ、その被害防止並びに発生後の対策が多岐に渡ることから、円滑で効果的な防除対策等を実施するため、関係防災機関の相互協力、情報の整備並びに共有化、防除資機材の整備、防災訓練の実施、事故発生時における協力体制、情報交換の方法等について事前に定める。

実施担当	生活環境課 農林水産振興課 防災課
防災関係機関	県 第九管区海上保安本部

(2) 各主体の責務

- ア 第九管区海上保安本部は、油等流出事故に備えた訓練の実施に努めるとともに、海上交通情報の提供体制整備等に努める。
- イ 市は、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設等を情報マップに整理し、防除に必要な資機材の整備に努める。
- ウ 県は、油等流出事故の発生に備え、自ら防除に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係機関の防除資機材の保有状況を把握し、関係防災機関との情報交換に努める。

2 関係機関の相互協力

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等に関する情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ定める。

○ 主な関係機関の窓口

機 関 ・ 団 体 名	担 当 部 署
佐渡市	防災課
新潟県	防災局 危機対策課
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課
県警察本部	地域部 地域課
北陸地方整備局	企画部 防災課
海上災害防止センター	防災部
県漁業協同組合連合会	総務指導部 総務課
石油連盟	出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地 管理課
佐渡排出油等防除協議会	佐渡海上保安署

3 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の役割

(1) 防除資機材の整備

第九管区海上保安本部は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況の把握に努める。

(2) 船舶所有者等への指導

第九管区海上保安本部は、海防法等に基づき船舶所有者等に対し油等流出事故に備え、オイルフェンス、薬剤、その他の必要な資材を備え付けておくよう指導する。

(3) 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、管轄海域における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

(4) 防災訓練の実施

第九管区海上保安本部は、関係防災機関と協働し、過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定し、かつ、様々な条件を設定し、実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練終了後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて関係防災機関の体制等の改善に資する。

4 市の役割

(1) 情報マップの整備

市は、沿岸域において、地域特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備する。

情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成することとし、作成した情報図は関係防災機関において防災対策の基礎資料として活用を図る。

また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位についても検討しておく。

情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

区 分	施 設 ・ 地 域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の飛来、繁殖地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵場、藻場
商業施設等	工業用水施設・火力・原子力発電所取水・排水口、水産研究所、水族館等の取水口、港湾施設、マリーナ
海岸の形状	巨礫・人工構造物、大礫、中礫、小石海岸、砂浜、断崖 等

(2) 防除資機材の整備

市は、自ら流出油等の防除活動を行うため、必要な資機材の整備に努める。

(3) 訓練、人材育成

市は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、海上災害防止センターが実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

5 県の役割

(1) 防除資機材の情報管理

県は、関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、あらかじめその調達方法について定める。

(2) 事故災害記録の収集、整理

県は、油等流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、関係防災機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理する。

(3) 防除資機材の整備

県は、港湾管理者として、流出油等防除のために必要な資機材の整備に努めるとともに、保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

(4) 海上交通の安全確保

県は、自ら管理する港湾内における船舶の安全航行環境の整備に努める。

(5) 訓練、人材育成

県は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、海上災害防止センターが実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

(6) 広域相互応援体制の充実

災害時には一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援を必要とする場合に備え、県は、広域相互応援体制の整備に努める。

(7) 関係民間団体との協力

県は、油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、協力体制の強化に努める。

また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送などの後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定める。

6 防災関係機関の役割

(1) 一般財団法人海上災害防止センターの役割

海上災害防止センターは、船舶所有者等の利用に供するための油等防除措置に必要な機械器具、オイルフェンス等の資材を整備する。

また、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

(2) 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、保有する船舶を用いた防除措置を実施する体制を整備するとともに、港湾内において船舶の安全航行環境の整備に努める。

また、油保管施設等の設置者又は管理者に対して、油濁防止緊急措置手引書等の作成、備え置きの適正な実施について立入検査等を行う。

(3) 北陸信越運輸局の役割

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するため、船舶の安全点検等を実施するとともに、海防法に基づき海洋汚染防止設備の設置が義務づけられている船舶の定期検査等を行い、必要な指導等を行う。

(4) 石油連盟の役割

石油連盟は、油等防除資機材を備蓄し、災害時には関係機関からの要請に基づき資機材の貸出を行うとともに、貸出制度の内容（保有する資機材の種類、数量、連絡先、貸出手続き、費用負担等）について、関係行政機関、関係団体等への周知に努める。

また、油等防除資機材が災害時に円滑に使用されるよう、平常時において使用訓練を実施し、習熟に努める。

(5) 佐渡排出油等防除協議会の役割

佐渡排出油等防除協議会は、排出油等防除計画に基づき会員の油等防除資機材の整備、保有状況を把握するとともに、整備の促進に努める。

第3節 油等流出事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な油等流出事故により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市、県、消防本部、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局及び県警察は、被害を最小限化するため、速やかに応急体制を確立する。

実施担当	統括調整班 全ての班
防災関係機関	県 第九管区海上保安本部 各関係機関

(2) 各主体の責務

ア 第九管区海上保安本部

巡視船艇及び航空機による情報収集、事故原因者等に対する防除措置の指導並びに海上における防除活動に必要な調整等を行う体制を速やかに確立する。

イ 市

(ア) 沿岸の監視及び関係機関からの情報収集体制を速やかに確立する。

(イ) 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

ウ 県

(ア) 自ら情報収集活動を行うとともに、関係機関の情報共有体制を速やかに確立する。

(イ) 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市が行う防除活動を支援する体制を速やかに確立する。

(ウ) 関係防災機関の防除活動が、統一的な方針に基づき、有機的な連携により実施されるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

エ 北陸地方整備局

航空機、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、港湾等の管理者として自ら行う防除活動並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

オ 県警察

県警ヘリコプター、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、現地における警戒及び交通規制等の実施並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

2 応急活動体制の確立

(1) 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の体制

ア 本部の設置

油流出事故により災害の発生が予想されるときは、非常配備又は警戒配備を発令し、災害が発生したときは、災害対策本部を設置する。

イ 連絡調整本部の設置

中央において、警戒本部を設置した場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を

設置する。

(2) 市の体制

ア 警戒体制

市は、大規模な油等の流出事故が発生した場合、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して次の警戒体制をとる。

○ 警戒体制

警戒体制	内 容
○ 時間的余裕がある場合 (発生場所が佐渡沿岸から離れている場合)	○ 庁内の情報収集、連絡体制の確立 ○ 職員の非常参集 ○ 陸上から漂着状況の把握を行う体制の整備 ○ 防除作業に必要な資機材の準備 ○ 佐渡海上保安署、県等との連絡調整
○ 時間的余裕がない場合 (発生場所が佐渡沿岸に近い場合)	※ 上記のほか、直ちに災害対策本部に移行できる体制

イ 災害対策本部の設置

市は、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な応急体制を速やかに確立する。

災害対策本部の設置については、風水害対策編 第3章 第2節「災害対策本部の組織・運営計画」に準じる。

ウ 応急体制の確立に当たっての留意事項

応急体制の確立に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 消防機関を中心とする沿岸の監視体制を整備するとともに、関係機関及び地域住民からの情報収集体制を整備する。
- (イ) 沿岸への漂着状況及び被害情報等の関係機関への情報伝達体制を整備する。
- (ウ) 市の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う。
- (エ) 自ら行う防除活動が円滑に実施されるよう、必要な人員及び防除資機材の配備について、早期から検討を行う。
- (オ) 必要に応じ県等へ人員の派遣及び防除資機材の斡旋の要請を行うとともに、人員及び物資の受入体制を確立する。
- (カ) 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を実施し、必要により救護所を設置する等、防除作業従事者の健康管理を行う体制を整備する。
- (キ) 防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底を行う等、防除作業の安全確保に必要な措置を実施するとともに、事故発生に備え、医療機関等と連携し、救急救護体制を整備する。
- (ク) 市ボランティアセンターへ職員を派遣する等、必要な運営支援を行うとともに、同センターと情報を共有する。
- (ケ) 事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存する。

(3) 県の体制

大規模な油流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けたときは、油流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。

ア 警戒本部の設置

警戒本部の設置に当たっては、以下の応急対策の実施に特に留意の上、所要の体制を確立する。

(ア) 県消防防災ヘリ及び県所有船舶による情報収集活動

(イ) 防除活動に必要な資機材等の把握及び準備

イ 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置に当たっては、油等流出事故災害に特有な以下のような業務に特に留意の上、所要の体制を確立する。

(ア) 市町村及び県の防除対策経費のとりまとめ

(イ) 防除対策経費の補償請求

(ウ) 船舶による浮流油等の回収作業の調整

(エ) 県消防防災ヘリ及び県所有船舶等による浮流油等の状況調査の調整

(オ) 流出油等による環境被害調査及びその対策

(カ) 流出油等による被害鳥獣保護対策

(キ) 水産資源保護のための応急対策

(ク) 回収油等の保管、輸送及び処分

(ケ) 防除作業用資器材の調達及び斡旋

ウ 油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あることから、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要がある。

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常災害現地本部が本県に設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整等を行う。

(ア) 参加機関・団体

a 公的機関

県、関係市町村、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

b 事故原因者及び関係団体

事故原因者、海上災害防止センター、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

c その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

(イ) 協議事項

a 防除方針の検討

b 防除活動の実施に係る関係機関の調整

(4) 各防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、大規模な油流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある旨の連絡を受けたときは、事故の状況、予想される被害状況等に応じた活動体制を整備する。

3 応急対策の実施

(1) 情報の収集・伝達計画

ア 情報収集

(ア) 市は、消防団等の協力を得て行う海岸パトロール及び市民からの通報等により情報の収集に努める。

(イ) 市は、収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。

(ウ) 災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を県（危機対策課）へ報告する。

イ 収集・伝達する主な情報

(ア) 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）

(イ) 市が実施した防除活動に関する情報

(ウ) 資機材に関する情報

(エ) 自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

ウ 情報の共有化

油等防除対策調整会議に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるよう務める。

流出油等の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて的確な状況把握が困難となることから、各機関間において、情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図る。また、漂着状況の通報についても統一的基準を定める。

エ 沿岸住民への周知

市・消防本部は、広報車・防災行政無線等を活用し、沿岸住民に対し次に掲げる事項の周知に努める。

(ア) 事故の状況

(イ) 火気使用及び交通等の制限禁止事項

(ウ) 防災活動の状況

(エ) 避難準備等の一般的注意事項

(2) 流出油等防除対策

ア 当面の除去目標

流出油等の除去は完全回収することを最終目標とするが、限られた資機材、人員による防除活動では当面の目標を設定するため、市は地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとに当面の除去目標を定め対応する。

海岸の形状	当面の除去目標
自然景観・観光地域	漂着油等が目立たない程度まで除去する。
海水浴場	手足に漂着油等が付着しない程度まで除去する。
磯根海岸	漁業に与える影響を軽減するため、漂着油等がみとめられない程度まで除去する。

港湾・漁業・海岸保全施設	当該施設の利用に支障をきたすおそれのある箇所については、必要に応じて除去する。
その他の海岸	漂着状況により個別に判断する。

イ 事故原因者の役割

(ア) 流出油等に係る情報を速やかに第九管区海上保安本部へ通報する。

(イ) 防除活動

事故原因者等の防除措置を講じるべき者及び防除措置を講じるべき者から委託を受けて防除を行う指定海上防災機関等は、油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、次に掲げる措置のほか、現場の状況に応じた適切な措置を講じる。

- ・ オイルフェンスの展張
- ・ 損壊箇所の修理等による油等の流出防止
- ・ 他のタンクへの残油の移送
- ・ 流出油等の回収

(ウ) 流出油等の回収措置や被害者への損害賠償に対して責任を持って対応する。

ウ 第九管区海上保安本部の役割

(ア) 海流等海況情報及びその他の情報を分析し、流出油等の漂流予測を実施する。

なお、得られた結果については、油等防除対策調整会議等を通じて関係防災機関へ逐次提供する。

(イ) 流出油等の防除措置を講じるべき第一義的な義務を有する事故原因者等に対して必要な防除措置を指示又は指導するとともに、海防法、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置を講じる。

また、関係機関の防除活動に対する指導、調整を行う。

(ウ) 流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

エ 市の役割

(ア) 市は地域内において、地域内の自然的、社会的環境を守るため、関係機関と連携して積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(イ) 市災害対策本部は、市災害ボランティアセンターの運営を支援するとともに、災害ボランティア活動に関する情報等の共有を図る。

オ 県の役割

(ア) 県内の収集運搬業者、処分業者に対して保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整をおこなうものとし、保管場所に関して海上災害防止センター等と協力し、港湾等の適地の選定を行う。

(イ) 市及び関係機関が行う流出油等の防除活動の連絡調整を図るとともに、河川・海岸・港湾等の管理者として、必要に応じて自ら防除活動を行う。

(ウ) 防災資機材のあっせんについて、油等防除対策調整会議等を中心にオイルフェンス、油回収機、油吸着材等のあっせん・調整を行なう。

- (エ) 県災害ボランティア調整会議は、油等流出事故により、災害ボランティアの活動の可能性が考えられるときは、県災害ボランティア支援センターを設置し、市災害ボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

カ 北陸地方整備局の役割

- (ア) 北陸地方整備局は、航空機、船舶等による流出油等の漂流情報の収集活動を行なうとともに、国が行う海洋汚染の防除に関する業務として、流出油等の防除活動を行う。
- (イ) 被害の拡大防止のため、大型油回収船「はくさん」の活用を含めた国土交通省及び関係団体等有する資機材の貸出等、自治体への応援、支援を行う。

4 漁業対策

油等流出事故の発生に際し、水産資源の保護、漁業環境の保全及び流通水産物の安全を確保するため、市は、市内の漁業協同組合等と協力して流出油の防除作業に対処する。

漁業協同組合は、次に示す防除作業を実施する。

(1) 要請等に基づく組織的な防除作業

作業は漁協ごとに船団を組んで行い、あらかじめ定めたリーダー船の指揮の下に防除を実施する。海上で回収した油等は、仮置場に陸揚げし、事故原因者等が一時保管場所へ運搬する。

(2) 自主的な防除作業

各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、磯根漁場等の漂着油の除去並びに地先海域での海上防除作業を実施する。海上での回収作業は、上記に準じて船団方式により行う。

5 環境保全対策

海上における大量の油等の流出事故は、揮発成分等による大気汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これらの事故による環境汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。

市は、環境汚染に関する情報を速やかに市民等に周知するとともに、市民の健康影響が懸念される場合には、避難誘導や救護所の設置など、必要な措置を講じる。

(1) 環境汚染の応急対策

ア 環境影響調査の実施

環境影響調査は、流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸市民等への情報提供、被害の拡大防止等を図るために県が実施し、収集した情報は市、関係機関等にするとともに、結果については速やかに公表する。

イ 環境汚染に関する広報等

市は、沿岸に環境汚染に関する情報として、次のとおり報告・広報等を行う。

- (ア) 沿岸における環境汚染状況等に関する情報の県への報告

- (イ) 県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果についての市民等への広報

ウ 市民等への周知及び避難誘導

市は、市民等の健康への影響が予想される場合、必要に応じて救護所等を設置し、市民等に対して次の内容を周知して、健康被害の発生時に迅速に対応する。

(ア) 流出油回収作業時の健康上の注意事項

(イ) 流出油が健康に及ぼす影響

(ウ) 健康被害発生時の対応・相談先

なお、健康被害の甚大な影響が懸念される場合等、必要に応じて避難指示等を発令し、市民の避難誘導に努める。

(2) 野生鳥獣類の保護

市は、野生鳥獣類の救護等について、県からの要請に基づき県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、並びにボランティア団体等と連携して効果的に対処する。

第4節 復旧計画

海上における船舶からの油等の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、市、県及び漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行う。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。

さらに、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努める。

1 油濁損害賠償補償制度の概要

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、さらには国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である船舶油濁等損害賠償保障法（昭和50年法律第95号、以下「法」という。）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

(1) 船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する。

(2) 国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

(3) 賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館・ホテル等の損害が認められている。

なお、野生動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。

認定に当たっての一般的な基準は次のとおりである。

ア 費用・損失又は損害は該当災害で発生したものであること

イ 費用は合理的で必要のある措置に要したものであること

ウ 費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること

エ 経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること

オ 適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

2 賠償・補償請求主体の役割

(1) 請求の主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人は、請求主体となることができる。また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、県は市と協議・協力し、県が請求事務を行う。

(2) 費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

(3) 請求の相手方

船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。

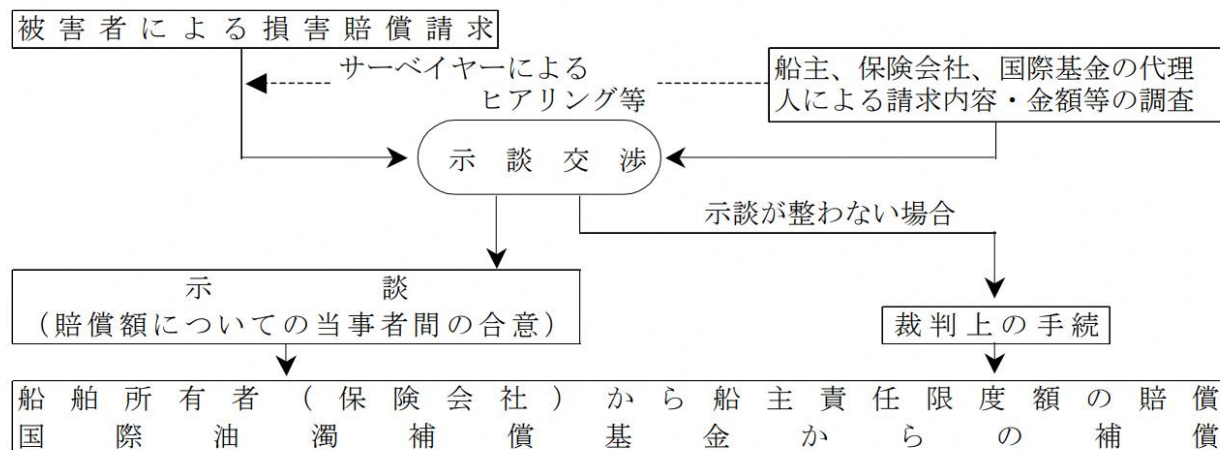
その後、仮に民事上の手続きにより船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる

(4) 請求の方法

請求主体は、金に対する請求は文書で行うこととし、その書式については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上で決定する。

(5) 補償交渉・示談

補償交渉・示談手続きの流れは次のとおり。



3 漁業経営の安定対策県の役割

市は、県及び融資機関の協力のもと、油等流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融資、並びに公的資金の既借入金の償還に係る緩和措置の実施等により、被災漁業者等の経営の安定を図る。

4 風評被害の防止対策

市は、県及び漁業、観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情報を提供し、啓発・宣伝を行うなど、風評による被害の防止に努める。

第5章 海上事故災害対策計画

第1節 海上事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時においては、速やかな情報収集、捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等に努める。

実施担当	農林水産振興課 防災課
防災関係機関	県 第九管区海上保安本部 各関係機関

(2) 荒天時の対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集・捜索・救助活動等が困難であることから、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

2 各主体の役割

(1) 海上運送事業者等の役割

海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、海難の未然防止と海上の安全確保に努める。

ア 安全管理規程の作成

海上運送事業者等は、海上運送法（昭和24年法律187号）第10条の3の規定に基づいて安全管理規程を作成し、船舶の安全な管理に必要な事項を定める。

安全管理規程は、運航中の船舶に係る事故の処理に関し、航路の実情に応じて各航路事故処理基準を設ける等、人命の安全確保と損害の最小化を図る。

イ 事故発生時の連絡体制

海上運送事業者等は、関係機関等と協議の上、あらかじめ事故発生時の連絡先について定める。

(2) 海上保安機関の役割

第九管区海上保安本部は、関係者に対して海難の未然防止と海上の安全確保を指導するとともに、事故発生時における情報収集・救護体制の強化に努める。

ア 防災体制の整備

第九管区海上保安本部は、大規模海難等に備え、非常配備又は警戒配備による即応体制の整備を図る。

イ 災害時の関係機関との連絡窓口等

第九管区海上保安本部は、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の確立を図るため、平素から防災関係機関との連絡窓口、連絡方法を定める。

防災事務担当部課	住 所 等
警備救難部環境防災課	住所 〒950-8543 新潟市中央区美咲町 1 - 2 - 1 電話 025-285-0118 内線 3315 025-285-0122（夜間及び休日：運用司令センター直通） 118（緊急特番） FAX 025-288-2613 防災無線 752

ウ 海上防災思想の普及

第九管区海上保安本部は、海難防止、海上事故災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等を行うことにより、海上事故災害防止思想の普及に努める。

エ 消防本部との連絡調整

第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、海上事故災害等の場合における消火活動及び救出救護活動を効果的に実施するため、平時から消防本部と以下の事項の調整を図る。

- (ア) 情報及び資料の交換
- (イ) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- (ウ) 必要資機材の整備の促進
- (エ) 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、消防本部と相互に交換する。

オ 医療機関との協力

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、医療機関との連絡・協力体制の整備を図る。

カ 市との連絡体制

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係る情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部等（佐渡海上保安署）は、市との連絡体制強化に努める。

キ 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、北陸地方整備局及び県と調整の上、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

ク 海難防止指導

新潟海上保安部、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

ケ 異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）は、気象、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。

(3) 市の役割

市は、情報収集をはじめとする初動体制の充実に努める。

ア 情報の収集・連絡体制の強化

市は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）、市内警察署及び消防本部については、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定めておく。

イ 初動体制の充実

市は、収集した情報を分析整理するための体制を整備する。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

(4) 市消防本部の役割

消防本部は、初動体制の充実を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努める。

ア 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）との連絡調整

消防本部は、海上事故災害等の場合における消火活動を効果的に実施するため、平時から第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）と以下の事項の調整を図る。

- (ア) 資機材の保有状況等の資料の交換
- (イ) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- (ウ) 必要資機材の集中使用の計画実施
- (エ) 必要資機材の整備の促進
- (オ) 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）と相互に交換する。

イ 資機材の整備等

消防本部は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた体制及び資機材の整備等を図る。

(5) 県の役割

県は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、関係機関との相互協力体制の強化に努める。

ア 関係機関の運営協力

県は、海上事故災害等の発生予防のため、新潟県水難救済会等の運営に協力し、災害時において関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

イ 情報の収集・連絡体制の強化

県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有が可能になるよう、消防防災ヘリコプター等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

ウ 初動体制の充実

県は、収集した情報を分析整理するための人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制整備を図る。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

エ ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

オ 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県は、海上事故災害発生時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。

(6) 県警察の役割

県警察は、大規模な海難事故の発生に際し、迅速な情報収集活動を行い、海上保安機関及び消防本部の救護活動を支援する体制の整備に努める。

(7) 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、海上交通に影響を及ぼす自然現象の監視に努め、適時・適切な予報・警報等の情報発表に努める。

また、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図る。

(8) 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、第九管区海上保安本部及び県と調整の上、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

(9) 北陸信越運輸局の役割

ア 海上交通の安全確保

北陸信越運輸局は、海上運送事業者の運送管理について監督、指導するとともに、市内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

イ 船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するとともに、海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

(10) 関係団体の役割

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用に必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

(11) 新潟水難救済会の役割

新潟水難救済会は、関係機関の協力を得て、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備に努める。また、救助用資機材の備蓄に努める。

第2節 海上事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上災害は陸上で発生した災害に比べ、災害現場が特定し難く又災害現場に近づくために船舶等を必要とすることなどの制約が多いことから、海上事故災害が発生した場合は、関係機関は相互に連携・協力して迅速かつ効率的に災害応急対策を実施し、被害の拡大及び二次災害の防止に努める。

実施担当	統括調整 全ての班
防災関係機関	県 第九管区海上保安本部

(2) 各主体の責務

ア 船舶所有者等の責務

- (ア) 消火及び延焼防止措置をとる。
- (イ) 現場付近の航行船舶に対し注意喚起を行う。
- (ウ) その他、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の指示による措置をとる。

イ 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の責務

(ア) 海難救助等

- a 海難事故等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により搜索救助を行う。
- b 海難事故等海上事故災害に関し、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
- c 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(イ) 遺体の収容及び行方不明者の搜索を行う。

(ウ) 船舶火災等

- a 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防本部に協力を要請する。
- b 船舶火災の場合には「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防本部と密接に協力し船舶火災消火活動を行う。

(エ) 海上交通安全の確保

- a 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- b 異常気象等により船舶交通の危険が生じるおそれがある場合には、船舶に対して湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行う。
- c 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- d 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(オ) 緊急輸送等

緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

ウ 市の責務

- (ア) 水難救護法（明治 32 年法律 95 号）による人命、船舶の救助を行う。
- (イ) 地先水面の海岸パトロールを行う。
- (ウ) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し災害状況の周知を行う。
- (エ) 沿岸住民に対する避難指示を行う。
- (オ) 救護所を設置するとともに、必要に応じて県へ医療活動の支援要請を行う。
- (カ) 火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。
- (キ) 事故等の規模が大であり、自衛隊の派遣が必要と判断したときは、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

エ 消防本部の責務

- (ア) 関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等行う。
- (イ) 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。
- (ウ) 人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。
- (エ) 負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。
- (オ) 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。
- (カ) 流出油等危険物に関する対応を行う。
- (キ) 情報収集等のために必要と判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (ク) その他、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の行う救護・救援活動に協力する。

オ 県の責務

- (ア) 海上事故災害の情報を受理したときは、県所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。
- (イ) 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。
- (ウ) 市から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動させる。
- (ウ) 市から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (エ) 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）又は市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟DMA T、県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

カ 県警察の責務

- (ア) 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）と協力の上、海上事故災害情報の収集及び伝達を行う。
- (イ) 警察用船舶及びヘリコプターによる負傷者の救出及び救助を行う。
- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
- (エ) 死傷者の身元確認を行う。

(3) 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 応急活動体制の確立

(1) 海上運送事業者等の活動体制

発災後、速やかに「安全管理規程」及び「各航路事故処理基準」により災害の拡大防止のため必要な措置を講じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常災害対策本部設置等必要な体制をとる。

(2) 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の活動体制

災害の発生が予想されるときは、応急体制の確立を図るとともに、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(3) 市の活動体制

海上事故が発生したとき又は発生が予想されるときは、災害の規模等を勘案し災害応急対策を実施する。

ア 警戒体制

気象状況及び災害規模の進展等に応じて警戒待機体制又は災害警戒本部を設置し、関係部局が連携の下に情報収集・伝達及び災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、風水害対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営」に準じるものとし、必要に応じ関係する課等を召集して対応する。

イ 災害対策本部の設置

市長は、気象状況及び災害による影響等により避難指示等の発令が見込まれるとき又は必要に応じ 災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

組織の編成及び動員体制等については、風水害対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営」に準じる。

なお、災害発生地域において災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。この場合においても 風水害対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営」に準じて対処する。

(4) 消防本部、佐渡警察署の活動体制

消防本部、佐渡警察署は、海上事故が生じたとき又は発生が予想されるときは、事故の態様に応じた応急活動体制の確立を図る。

(5) 県の活動体制

ア 活動体制の確立

県は、海上事故が発生したとき又は発生が予想される連絡を受けたときは、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）、市及び関係機関等を通じ情報収集するとともに、必要に応じた活動体制を確立する。

イ 合同協議会の開催

多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合、船舶所有者、第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）、県警察、消防本部、市等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施する必要がある。

このため、県は、必要により現地において合同対策調整会議を開催し各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

第3節 海上事故による危険漂流物対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等が流出し、海上を航行する船舶に危険を及ぼし又は漁業施設等への被害を及ぼし得ること、並びに漂着した積荷等が漂着先地域の市民等に被害を及ぼし得ることから、漂流物の速やかな処理に関して、関係機関が留意すべき事項について示す。

実施担当	農林水産振興課 防災課
防災関係機関	県 第九管区海上保安本部 各関係機関

(2) 各主体の責務

- ア 事故原因者は、積荷等が流出した場合には直ちに海上保安機関に通報し、引き続き積荷の流出防止措置と速やかな回収活動に努める。
- イ 第九管区海上保安本部は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、船舶から積荷等が流出した場合においては、速やかに情報収集を行うとともに、海上を航行する船舶の安全確保に努める。
- ウ 市は、船舶から漂流した積荷等が沿岸に漂着した場合には、必要に応じて警戒区域の設定や地域住民への広報を行い、危険物への接触等を防止するとともに、漂着物の処理に努め、二次災害の防止を図る。
- エ 県は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、積荷等の流出に係る情報を速やかに確認し、漂流が発生した場合には、速やかな情報収集と関係者への周知を通じて海上の安全確保を図るとともに、事故原因者に対し漂流物の回収を促す。
- オ 船舶所有者又は船舶運航者は、海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等の漂流が発生し得ることに留意し、事前に荷崩れ防止措置の徹底を図る。
- カ 県漁連は、船舶から流出した積荷等が漁業施設に漂着もしくは漁場へ沈降した場合には、漂着物の処理等を行うよう漁業者の指導に努めるなど、二次災害の防止を図る。
- キ 市民は、沿岸部等で漂着物を発見した場合には、速やかに関係機関に通報する。

2 漂流防止対策

(1) 第九管区海上保安本部の役割

木材運搬船等に対する訪船指導の実施により、積荷の適切な積み付け、荒天避難措置の的確な実施について指導するとともに、冬季間の走錨荷崩れ注意報の運用を行う。

(2) 船舶所有者・運航管理者の役割

海上保安機関の指導に基づき、船舶への積荷の適切な積み付けを実施するとともに、荒天が予想される場合の出航見合わせ又は早期避難の実施に努める。

3 漂流情報の収集・提供

(1) 第九管区海上保安本部の役割

航空機・船舶等により海上漂流物の情報収集を行うとともに、漂流状況・漂流予測に関する情報を関係機関に提供し、必要に応じて航行警報・安全通報等により航行船舶等に周知する。

(2) 市の役割

ア 県から提供される漂流物に関する情報を速やかに市民に広報する。

イ 漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講じる。

(3) 県の役割

ア 消防防災ヘリ等により海上漂流物並びに沈降物の状況把握を行い、速やかに市及び関係する漁業協同組合等に対して連絡する。

イ 沖合での事故に際しては、海上保安本部から漂流物の情報を入手し、沿岸市町村に対して警戒文書を発出するとともに、マスコミ等を通じて県民に対しても注意喚起を行う。

ウ 市と協力し、漂着が予想される海岸において、パトロール、施設の緊急点検等を実施する。

4 漂流物の回収対策

(1) 事故原因者の役割

海上保安機関等の指導に基づき、海上漂流物の回収に努めるとともに、漂流物が沿岸部に漂着した場合には、県、沿岸市町村と調整の上、速やかに漂着物の回収・処理を行う。

(2) 第九管区海上保安本部の役割

事故原因者等に対し、漂流物の回収指導を行う。

(3) 市の役割

漂流物が沿岸部に漂着した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、市民の避難誘導を行う等、人的被害の発生を防止するとともに、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。

(4) 県の役割

ア 事故原因者に対して漂流物の速やかな回収を要請するとともに、漂流物が沿岸に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき回収活動の支援に努める。

イ 市及び関係機関が行う漂流物の防除活動に際し、防除資機材の貸出等に係る調整を図るとともに、必要に応じて回収作業を支援し、事故原因者等に対し、発生した費用の求償等を行う。

ウ 回収した漂着物を緊急に処理する必要がある場合等においては、安全な場所へ一時仮置きする。

エ 県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。

オ 流出物が漁場に沈降して漁業被害が出ているとの情報がある場合には、必要に応じて沈降物の確認を行う。

(5) 県警察の役割

必要に応じ、漂流物の漂着現場における警戒・交通規制活動、立入禁止区域の設定及び対象市の避難誘導支援等を実施するとともに、事故原因者等が行う漂流物の回収措置を支援する。

(6) 県漁連の役割

ア 危険物の流出に関する県内の全漁協の代表者として、県内各漁協の意見を調整・統合し、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講じる。

イ 流出物が漁場に沈降し漁業被害が生じた場合には、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存作成について、漁業者等を指導する。

第6章 航空事故災害対策計画

第1節 航空事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

佐渡空港及びその周辺並びにそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空事故」という。）が発生した場合に、円滑な応急対策が行えるよう防災体制を構築する。

実施担当	防災課
防災関係機関	県 各関係機関

(2) 各主体の責務

空港管理者、市、県、消防機関、各航空会社及び各空港関連企業は「佐渡空港及びその周辺」、「それ以外の地域」での航空事故発生を想定し、それぞれの想定ごとに防災組織を構築し、防災施設や設備、応急用資機材の配備やその点検と管理を行うほか、相互に連絡、連携を行い、応急マニュアルの整備、防災教育や訓練を随時実施する。

ア 「佐渡空港及びその周辺」での航空事故発生に備える体制

- (ア) (空港管理者) 新潟県佐渡地域振興局
- (イ) (国土交通省) 新潟空港事務所
- (ウ) (地方公共団体) 佐渡市
- (エ) (消防機関) 佐渡市消防本部、佐渡市消防団
- (オ) (警察機関) 新潟県警察本部、佐渡警察署
- (カ) (医療機関) 佐渡医師会
- (キ) (自衛隊) 航空自衛隊第46警戒隊
航空自衛隊航空救難団新潟救難隊
- (ク) (海上保安庁) 佐渡海上保安署
- (ケ) (航空会社) 佐渡空港に就航している航空運送事業者

イ 「その他の地域（佐渡空港及びその周辺以外の地域）」での航空事故発生に備える体制

- (ア) (地方公共団体) 新潟県、対象郡市
- (イ) (消防機関) 対象消防本部、対象消防団
- (ウ) (警察機関) 新潟県警察本部、対象警察署
- (エ) (医療機関) 対象医師会

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者の救援及び空港や事故現場と周辺地域における避難誘導を行うために、必要な応急対応体制を確立する。

空港管理者及び市、県、消防本部は、救急・救助及び医療救護等について、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

また、空港管理者及び県は、空港施設内の段差部のスロープ化等、要配慮者の避難に配慮

した施設及び設備の整備に努める。

県及び市、消防機関は、空港施設外で航空事故が発生した場合を想定して、事故現場と周辺地域における避難誘導を円滑に行うための体制を整備する。要配慮者の居住状況と必要な支援内容の把握や早期避難のための迅速・確実な方法の検討、避難情報の伝達方法の確認、防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援などを進める。

2 新潟空港事務所の役割

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織の構築

新潟空港事務所は「佐渡空港及びその周辺」と「新潟空港及びその周辺」の想定航空事故に基づき、航空事故発生時に、迅速な応急対策が展開できるように、関係機関との連絡窓口をあらかじめ明確にし、相互に連絡・連携する。

イ 防災教育・訓練の実施

新潟空港事務所は、職員等に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

ウ 応急マニュアルの作成及びその習熟

新潟空港事務所は、現場救難活動の流れ等その活動方針をあらかじめ整理し、訓練を実施して職員の習熟を図る。

エ 関係機関が参加した実践的訓練の実施及び事後評価

新潟空港事務所は、関係機関と相互に協力して定期的に訓練を実施する。また、訓練の成果について事後に評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

(2) 関係機関の相互連絡体制の整備

ア 消防施設・資機材、医療資機材等の情報、資料の交換

新潟空港事務所は事故に備えて整備する消防施設や、備蓄する資機材等について消防機関及び医療機関の指導を受け、その備蓄状況を消防機関に伝える。

イ 発災時の連絡事項の明確化

航空事故が発生した場合に伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- (ア) 事故発生場所と会合地点
- (イ) 事故発生時刻
- (ウ) 事故の態様（墜落、オーバーラン、火災発生の有無等）
- (エ) 搭乗人員数及び負傷者の概数
- (オ) 機種及び搭載燃料
- (カ) 搭載している危険物
- (キ) 運航会社名

ウ 応援・協力要請の内容及び手続き等

新潟空港事務所は、空港及びその周辺で航空事故が発生した場合に備え、あらかじめ関係機関への応援協力事項の内容及び手続きについて、定めておく。

エ 救援活動に関する計画の作成とその内容

(機関別の予防対策)

任 務 \ 機 関	空 港 管理者	消 防 機 関	医 療 機 関	警 察 機 関	関係航 空会社	自衛隊	海上保 安官署	地方公 共団体	空 港 関 連 企 業 (消火救難隊)
1 救急医療設備・資機材の整備	○	○	○		○				
2 救急情報システムの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○

オ 合同防災訓練の実施

新潟空港事務所は、関係機関と連携して定期的に訓練を実施する。

カ 自衛隊への派遣要請の手続き等の明確化

自衛隊（派遣部司令官）への派遣要請は、新潟空港長（現地合同指揮本部本部長）が行う。

(3) 応急対策用資機材等の整備

新潟空港事務所は、空港及びその周辺での航空事故発生に備えるため以下の応急対策資機材の整備に努める。

ア 救急救助用資機材

医療機関の指導により救急救助用資機材の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

イ 消防用機械、資機材

消防機関の指導により消防用機械、資機材の整備に努め、その整備状況を消防機関に報告する。

ウ 医療資機材等

医療機関の指導により医療資機材等の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

3 県の役割

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織の構築

県は「佐渡空港及びその周辺」と「新潟空港及びその周辺」、「その他の地域（佐渡空港及び新潟空港並びにその周辺以外の地域）」の想定航空事故に基づき、航空事故発生時に、迅速な応急対策が展開できるように、関係機関との連絡窓口をあらかじめ明確にし、相互に連絡・連携する。

イ 防災教育・訓練の実施

県は、職員等に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

(2) 関係機関の相互連絡体制の整備

ア 消防施設・資機材、医療関係資機材等の情報、資料の交換

「佐渡空港及びその周辺」での災害発生に備えて、佐渡地域振興局は、整備する消火施設や、備蓄する資機材等について消防機関及び医療機関の指導を受け、その備蓄状況を消防機関及び医療機関に伝える。

イ 発災時の連絡事項の明確化

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合に、佐渡地域振興局長が関係機関に対して伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- (ア) 緊急事態の種類
- (イ) 緊急事態発生場所及び発見時刻
- (ウ) 消防隊、救急隊等の到着すべき場所
- (エ) 航空機の種類、搭乗人員等緊急事態の規模態様
- (オ) その他必要な事項

ウ 応援・協力要請の内容及び手続き等

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合、関係機関は、佐渡地域振興局長の要請に基づき救援活動を実施する。

エ 救援活動に関する計画の作成とその内容

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合、佐渡地域振興局長及び関係機関は「佐渡空港消防救難業務実施要領」により消防救難隊を組織し、救難活動に当たる。

オ 合同防災訓練の実施

消防救難隊長は関係機関と協議して「佐渡空港及びその周辺」での緊急事態における消防救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的を実施する。

(3) 応急対策用資機材等の整備

「佐渡空港及びその周辺」での航空事故発生に備えるため以下の応急対策資機材の整備に努める。

ア 救急救助用資機材

空港事務所、関係機関は、医療機関の指導により救急救助用資機材の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

イ 消防用機械、資機材

空港事務所及び関係機関は、消防機関の指導により消防用機械、資機材の整備に努め、その整備状況を消防機関に報告する。

ウ 医療資機材等

空港事務所、関係機関は、医療機関の指導により医療資機材等の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

第2節 航空事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

航空事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は、相互に情報共有を図り、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する。

実施担当	防災課 各関係課
防災関係機関	県 各関係機関

(2) 各主体の役割

ア 空港管理者の役割

- (ア) 空港及びその周辺において、航空事故が発生した場合は、速やかに関係機関へ通報するとともに、応急対策を実施する機関へ出動を要請する。
- (イ) 空港及びその周辺において、航空事故が発生した場合は、自ら消火及び救助・救難活動等、必要な応急対策を実施するとともに、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。

イ 市の役割

- (ア) 市医療救護班を編成するとともに、救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。
- (イ) 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関が行う遺体の検案に必要な協力をする。

ウ 県の役割

- (ア) 空港及びその周辺以外で、航空事故が発生した場合は、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。
- (イ) 県消防防災ヘリコプターにより搜索、救助・救難、負傷者等の搬送活動を実施する。
- (ウ) 市、消防機関等からの要請を受け、広域応援を関係機関に要請する。
- (エ) 医療救護活動の実施に際し、新潟DMAT又は県医療活動班の派遣を要請するとともに、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

エ 消防機関の役割

- (ア) 消火、救急・救助活動を実施する。
- (イ) 負傷者の医療機関への搬送を実施する。

オ 県警察の役割

- (ア) 負傷者の救助・救難活動を実施する。
- (イ) 県警察ヘリコプターにより搜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を実施する。
- (ウ) 遺体の収容、死傷者等の身元確認及び行方不明者の搜索を実施する。
- (エ) 事故現場周辺における必要な交通規制を実施する。

カ 自衛隊の役割

空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、搜索、救助・救難、負傷者の搬送及び人員・物資の輸送活動を実施する。

キ 第九管区海上保安本部の役割

- (ア) 海上及び沿岸での航空事故において、捜索及び海難救助等を実施する。
- (イ) 海上及び沿岸での航空事故において、流出油の防除、海上交通安全の確保、警戒区域の設定及び危険物の保安措置等を実施する。
- (ウ) 関係機関が行う捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を可能な範囲において支援する。

ク 医療機関の役割

- (ア) 市からの要請に基づき、市が設置する救護所又は航空事故現場に市医療救護班を派遣する。
- (イ) 航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入れを行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。
- (ウ) 災害拠点病院にあつては、負傷者の受入れを行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- (エ) 新潟DMAT指定医療機関にあつては、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ケ 日本赤十字社新潟県支部の役割

救護所の開設及び救護班を派遣し、負傷者に対するトリアージ及び医療救護活動を実施する。

コ 航空運送事業者の役割

- (ア) 乗客及び乗員の避難誘導を迅速に実施する。
- (イ) 乗客名簿を作成し、関係機関へ提供するとともに、乗客の近親者等へ必要な連絡を行う。
- (ウ) 無傷者等の収容場所を確保し、代替輸送を行う等の必要な措置を実施する。

(3) 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

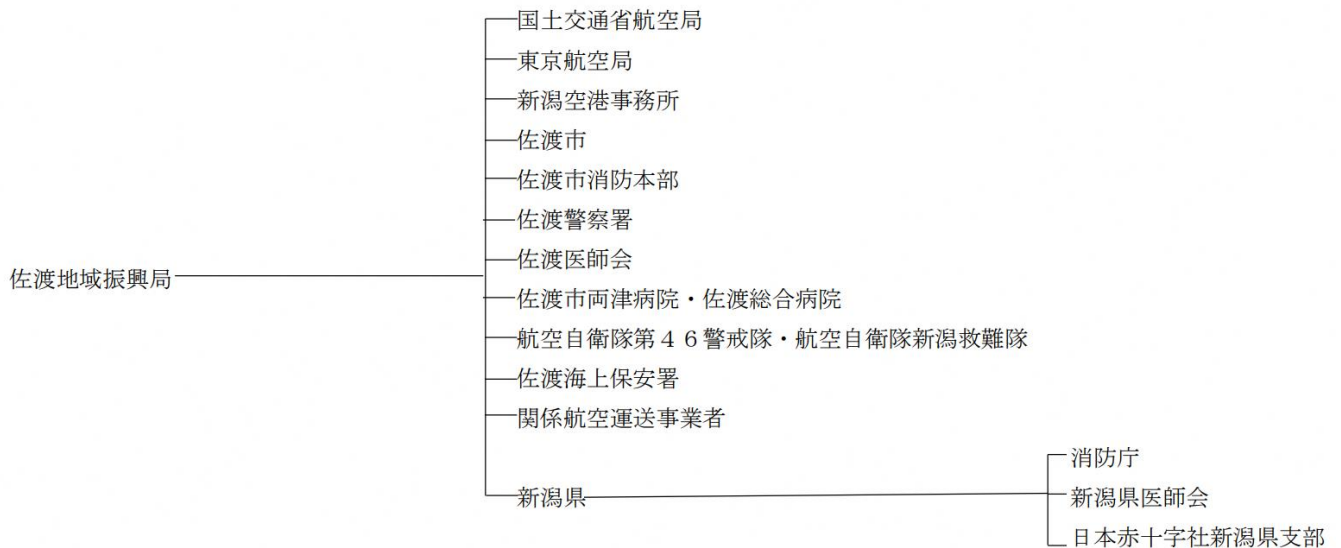
2 情報の流れ

(1) 航空事故発生時の連絡系統

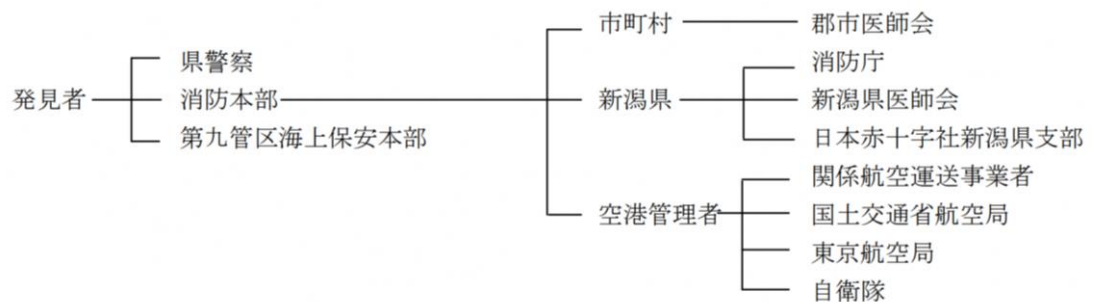
航空事故発生時の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 佐渡空港及びその周辺で航空事故が発生した場合

イ 佐渡空港及びその周辺以外で航空事故が発生した場合



イ 佐渡空港及びその周辺以外で航空事故が発生した場合



(2) 航空事故発生時に伝達すべき事項

関係機関は、次の事項について情報収集を行い、判明した都度、上記連絡系統により情報伝達を行う。

- ア 事故の発生時刻
- イ 事故の発生場所（グリッド・マップの座標）
 - ※ 沿岸事故の場合は明確にその旨を伝える。
- ウ 搭乗者及び負傷者の概数
- エ 航空会社、便名及び航空機の型式
- オ 事故の態様（墜落、衝突、オーバーラン、火災発生の有無等）
- カ 搭載している物（燃料・危険物等）
- キ 負傷者等の陸揚げ場所（沿岸事故の場合）
- ク その他判明している事項

3 応急体制の確立

(1) 応急体制の概要

ア 佐渡空港及びその周辺で発生した場合

佐渡空港及びその周辺で航空事故が発生し、又はそのおそれがあり、関係機関の連携による消火、救助・救難及び医療救護活動等が必要であると認めた場合は、佐渡地域振興局長は、関係機関による消火救難隊を組織し、総合指揮体制を確立する。

(ア) 組織構成

消火救難隊の組織構成は、下表のとおりとする。

組 織	構 成 機 関 等
隊 長	佐渡地域振興局長
副隊長	佐渡地域振興局地域整備部長
連絡班	東京航空局新潟空港事務所 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎及び協力団体の職員
消火救護班	警務班及び救急班に属する関係機関以外の関係機関職員
警務班	佐渡警察署の職員
救急班	佐渡市立両津病院及び佐渡総合病院

(イ) 消火救難隊の出動基準

消火救難隊の出動は、第1種出動及び第2種出動とし、航空自衛隊は第2種出動の場合のみ出動する。

ただし、緊急事態の態様に応じて、関係機関の申し出により隊長が必要と認めたときは、この限りでない。

第2種出動	① 航空機事故（爆発、炎上、転覆、倒立その他これに類する航空機事故を伴うもの） ② 大火災（鎮火後、引き続き1カ月以上空港が使用不能になる程度の火災）及びそのおそれのあるとき ③ その他（事故の種類に応じて、隊長が定めるの）	消火救難活動の実施
第1種出動	① 航空機事故（翼端接地事故、その他これに類するもの） ② 大火災以外の火災 ③ その他（事故の種類に応じて、隊長が定めるの）	消火救難活動の実施
警戒待機	① 航空機事故及び火災のおそれのあるとき（航空機の離着陸に対するもの） ② その他（隊長が必要と認めるもの）	待機

イ 関係機関との連携による応急対策

佐渡地域振興局長は、空港及びその周辺における航空事故に際し、関係機関と連携して、迅速かつ的確に応急対策を実施する。応急対策を実施する関係機関は次のとおりとする。

- (ア) （空港管理者） 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港
- (イ) （国土交通省） 東京航空局新潟空港事務所
- (ウ) （地方公共団体） 佐渡市

- (エ) (消防機関) 佐渡市消防本部、佐渡市消防団
- (オ) (警察機関) 新潟県警察本部、佐渡警察署
- (カ) (医療機関) 佐渡医師会
- (キ) (自衛隊) 航空自衛隊第 46 警戒隊、航空自衛隊航空救難団新潟救難隊
- (ク) (海上保安庁) 佐渡海上保安署
- (ケ) (航空会社) 佐渡空港に就航している航空運送事業者

ウ その他の地域（佐渡空港及びその周辺以外）で発生した場合

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

また、県、市、県警察、消防機関、自衛隊及び第九管区海上保安本部等の関係機関が行う応急対策について調整を行うため、必要に応じ航空事故現場に合同対策調整会議を設置する。同会議は、県が招集し、国の非常災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき、必要な調整を行う。

(2) 応急体制の確立

ア 市の体制

市の区域内で航空事故が発生した市は、事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置する。

イ 県の体制

県は、事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ事故現場に現地災害対策本部を設置する。

ウ 県警察の体制

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警察警備本部を設置する。

県警察警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

エ 消防機関の体制

消防本部は、所管する管内で航空事故が発生した場合、直ちに部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。

オ 日本赤十字社新潟県支部の体制

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から、必要があると認めたときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じ同現地本部を設置する。

4 応急対策の実施

各機関は、上記「3 応急対策の確立」に定めるもののほか、次により必要な応急対策等を実施する。

なお、各業務の実施にあたっては、風水害対策編 第3章「災害応急対策計画」の該当節に定めるところにより実施する。

(1) 搜索活動

ア 県は、県消防防災ヘリコプターによる上空からの搜索活動を実施する。

イ 県警察は、部隊による搜索活動を実施する。

ウ 自衛隊は、空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、航空機等による上空からの搜

索活動を実施する。

エ 第九管区海上保安本部は、海上において、巡視船艇等及び航空機による上空からの搜索活動を実施するとともに、更に可能な場合は、関係機関が行う搜索活動を支援する。

(2) 消火活動

ア 佐渡空港の管理者(佐渡地域振興局)は、空港及びその周辺における航空事故に際し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防本部に通報するとともに、初期消火活動を実施する。

イ 消防機関は、佐渡空港及びその周辺における航空事故に際し、「佐渡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に消火活動を実施する。

(3) 救助・救難活動

ア 佐渡空港の管理者(佐渡地域振興局)は、佐渡空港及びその周辺における発災に際し、速やかに事故の発生状況を把握し、消防本部等の関係機関に通報するとともに、自ら救助・救難活動を実施する。

イ 消防本部は、佐渡空港及びその周辺における発災に際し、「佐渡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、必要な救助・救難活動を実施する。

ウ 県は、消防本部からの要請、又は自らの判断により、県消防防災ヘリコプターによる重傷者等の搬送及び交通途絶地における救助・救難活動を実施する。

エ 県警察は、救助部隊を編成し、救助・救難活動及び行方不明者の搜索を実施する。

また、交通途絶地に対しては、県警察ヘリコプターを活用し、救助・救難活動及び負傷者等の搬送を実施する。

オ 自衛隊は、空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、船舶、ヘリコプター及び陸上部隊による救助・救難活動を実施する。

カ 第九管区海上保安本部は、海上及び沿岸での航空事故に際し、巡視船艇及びヘリコプターによる海難救助活動を実施するとともに、更に可能な場合は、関係機関が行う救助・救難活動を支援する。

(4) 医療救護活動

ア 市は、救護所を設置し、初期救急医療(トリアージを含む応急処置)を実施するとともに、市医師会に対して市医療救護班の派遣要請を行う。

イ 県は、新潟DMAT又は県医療救護班の派遣を要請するとともに、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

ウ 新潟DMAT指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

エ 地域災害拠点病院(佐渡総合病院)は、被災現場、救護所等からの患者の受入れを行う。

また、県から医療救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

オ 医療機関は、航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入れを行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。

カ 日本赤十字社新潟県支部は、救護所の開設及び救護班を派遣し、負傷者に対するトリアージ及び医療救護活動を実施する。

(5) 緊急輸送活動

ア 県は、応急対策の円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

イ 県警察は、応急対策の円滑な実施のため、必要な交通規制を実施する。

ウ 第九管区海上保安本部は、海上における緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限又は禁止する。

また、船舶及び航空機等により、必要な人員及び物資等の輸送活動を実施する。

エ 自衛隊は、空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、船舶及び航空機等により、必要な人員及び物資等の輸送活動を実施する。

オ 運送事業者等は、北陸信越運輸局及び同新潟運輸支局の指導の下、関係機関が行う輸送活動に協力する。

(6) 広域応援の要請

ア 県は、消防本部からの要請があった場合、又は自らの判断により、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

イ 県警察本部は、航空事故の規模が大きく、県内部隊では対処できない場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣要請を行う。

ウ 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。

消防本部は、上記によっても対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

第7章 道路事故災害対策計画

第1節 道路事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止するとともに、事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

実施担当	建設課 農林水産振興課
防災関係機関	県

(2) 各主体の責務

ア 道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

イ 道路管理者は、事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。

ウ 警察、消防本部、医療機関、市、県等の関係機関は、道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、市民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平時から習熟に努める。

2 関係機関の役割

(1) 国道、県道、市道の管理者の役割

ア 道路点検の実施

国道、県道、市道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

また、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な維持、修繕、補修等の災害予防措置を講じる。

イ 防災体制の整備

一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防本部への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は警察、消防本部との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備する。

ウ 連絡窓口の明確化

道路管理者は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定めておく。

エ 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者は、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

(ア) トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡体制の整備

(イ) 県警察、消防機関等本部の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的な合同での防災訓練の実施

(2) 消防機関の役割

ア 防災体制の整備

消防機関は、大規模な道路事故災害発生時に対応できるよう救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の育成等に努める。

また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立、並びに携帯電話からの 119 番通報に対する確に対応できる体制の確立に努める。

イ 危険物の流出等に備えた資機材の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等の応急資機材の整備に努める。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受入れるため、市医師会及び(社)新潟県医師会を中心として、受入れ可能状況等の情報を、的確に県、市、消防本部に提供できる体制の整備に努める。

(4) 建設事業者の役割

社団法人新潟県建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第2節 道路事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

道路管理者、県警察、消防機関は、大規模な道路事故災害発生の通報を受けたときは直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、県、市、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

実施担当	統括調整班 全ての班
防災関係機関	県

2 関係機関の活動調整

(1) 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

(2) 合同対策調整会議

道路管理者、県、市、県警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

3 事故災害発生情報及び被害情報の収集・伝達

(1) 道路管理者の役割

事故発生情報を覚知した場合、直ちに県警察及び消防本部に連絡する。

(2) 県警察の役割

県警察は、事故災害発生連絡を受けたときは、警備部警備第二課を通じ県危機対策課に、また道路管理者に連絡する。

(3) 消防本部の役割

事故災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県及び事故発生現場を所管する市へ連絡する。

(4) 市の役割

事故災害発生時は、事故災害に伴う人的・物的被害状況を調査し県に連絡する。

(5) 県の役割

県防災局は、事故災害発生連絡を受けたときは、県警察及び市と連絡を通じて、事故の状況等を確認し、消防庁に報告する。

県土木部は、市や地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を北陸地方整備局に報告する。

4 応急体制の確立

(1) 道路管理者の役割

道路管理者は、事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(2) 市の役割

市は、事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動、医療救護活動等に必要な体制を確立する。

(3) 県の役割

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(4) 県警察の役割

県警察は、初動措置を総括するため、警察本部又は現地もしくは事故発生地管轄署に県警察対策本部を設置する。

県警察対策本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置し、連絡体制を確立する。

(5) 消防本部の役割

事故災害の状況により対策本部及を設置する。また、必要に応じて現地対策本部を設置し、救急・救助活動に必要な体制を確立する。

(6) 日本赤十字社の役割

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救護業務の実施に関して連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、同現地本部を設置する。

5 応急対策の実施

(1) 道路管理者の役割

事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について県警察・消防本部に協力するとともに、被災道路及び施設について応急復旧措置を行う。

(2) 県の役割

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講じる。

ア 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市災害対策本部との調整

イ 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

ウ 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣要請

エ 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請

オ 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請

カ 自衛隊等に対する派遣要請

(3) 市の役割

救護所及び収容施設を設置し、次の通り対応する。

ア 救護所及び収容施設等の設置並びに管理

イ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整

ウ 遺体の処理

(4) 県警察の役割

県警察警備本部は、必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部及び現地警察警備本部等を設置し、応急対策に当たる。

- ア 被害情報の収集
- イ 負傷者の救出及び救護
- ウ 遺体の収容及び行方不明者の搜索
- エ 死傷者の身元確認
- オ 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- カ 現場広報及び報道対策
- キ 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

(5) 消防機関の役割

現場の消火活動とともに、負傷者の救出・救護、医療機関への搬送等を行う。

- ア 消火活動
- イ 負傷者の救出・救護
- ウ 負傷者の医療機関への搬送

(6) 日本赤十字社の役割

救護所を開設し、負傷者に対する医療措置を行う。

6 危険物流出時の対策

(1) 道路管理者の役割

道路管理者は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、消防本部とともに防除活動に当たる。

(2) 県の役割

県は、事故災害により危険物の流出が認められ、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限の措置を講じる。

また、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等が必要に応じて環境調査を実施する。

(3) 市の役割

市は、危険物が流出し、被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、市民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講じる。

(4) 県警察の役割

県警察は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、道路管理者と連携し、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努める。

(5) 消防本部の役割

消防本部は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。

また、流出した危険物から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講じる。

7 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第8章 危険物等事故災害対策計画

第1節 危険物等事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取り扱う事業者（以下「事業者」という。）による自主保安対策及び行政機関による予防対策の方針を示す。

実施担当	防災課 生活環境課
防災関係機関	県

(2) 各主体の責務

ア 事業者は、法令に定める保安措置を講じるとともに、適切な保安体制を維持し、危険物等を取り扱う施設（以下「危険物等施設」という。）の従業員に対する保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

イ 県及び消防本部は、危険物等施設の災害に対する安全性に関し、関係法令の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 積雪期の対応

事業者は、積雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。

市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業員等に対し保安教育を実施して、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、災害発生時の初動における訓練の徹底を図る。

エ 災害発生時の被害の極限化を図るため、防災資機材の整備・点検に努める。

オ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合には、防災のための必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 施設別の事業者の役割

ア 危険物製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、従業員に対する保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

危険物取扱事業所は、自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、消火及び通報・伝達訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓

練を実施し、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。また、危険物取扱従事者等の人材及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

イ 火薬類製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

製造事業所（煙火製造事業所）は製造実態を考慮した保安体制の整備を図り、危害予防規程の修正等を行う。

ウ 高圧ガス製造施設等

事業者は法令に定める技術基準等を順守するとともに、危害予防規程等を整備し、災害時の安全体制の確立を図る。また、その従業者に対して保安教育を実施し、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

事業者は、災害発生時に迅速な対応を行うための自主防災活動組織の体制整備を図るとともに、より実践的な防災訓練を実施し、また、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と災害時の連絡・協力体制の確保を図る。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

事業者は、毒物及び劇物取締法の基準を順守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。また、毒物又は劇物の取扱いの実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

オ 有害物質取扱施設等

事業者は、「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の基準を順守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。

また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めるとともに、従業員への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

カ 放射性物質使用施設等

事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基準を順守し、従業員への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。

また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器材を整備すると共に、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、従業員への周知を図り、併せて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

3 県の役割

(1) 共通事項

ア 関係法令に基づき、危険物等施設を把握するとともに、それらの施設に対し立入調査等を行い、技術上の基準に適合するよう指導する。

イ 危険物等の取扱者に対する法令に基づく講習を実施し、保安に対する意識と技術の向上を図る。

(2) 施設別の県の役割

ア 危険物製造施設等

県は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう立入検査を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等、現行基準に適合できるよう指導する。

また、消防本部、(公財)新潟県危険物安全協会の協力の下に、危険物取扱事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

イ 火薬類製造施設等

県は、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う施設等に対し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

また、(一社)新潟県火薬類保安協会が開催する火薬類製造・取扱保安責任者講習会に協力し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

ウ 高圧ガス製造施設等

(ア) 県は、高圧ガス取扱事業所に対し、法令順守の徹底を指導するとともに、災害時における保安体制の確立に関する指導を行い、高圧ガス取扱事業所が法令に定める技術基準に適合し、その基準を維持するよう、立入検査等により指導を強化する。

(イ) 県は、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し随時講習会等を開催し、法令順守、災害時に対する保安体制の確立に関する教育を行う。

(ウ) (一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県LPガス協会、新潟県冷凍設備保安協会(以下「高圧ガス関係協会」という。)が行う高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対する保安教育等の講習会に協力する。

(エ) 県は、高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定に基づく、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(オ) 県は、高圧ガス関係協会に対して、災害発生に備え、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

県は、毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努め、適正な取扱いについて指導する。

(ア) 毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策、改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

(イ) 届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

届出を要しない毒物劇物業務上取扱者の実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等、指導の強化を図る。

オ 有害物質取扱施設等

県は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関

する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法に基づく事故時の措置及び報告の順守の徹底について指導する。

県は、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、それらの事業場に対し有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

カ 放射性物質取扱施設等

県は、放射性物質取扱施設（医療機関）に対し医療法第25条第1項に基づく立入検査を行い、医療法施行規則「第4章 診療用放射線の防護」の章の規定を順守するよう検査結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空气中或いは水中での放射線による人的災害の防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

(ア) 実施すべき具体的措置

a 放射線施設

- ・ 放射性同位元素汚染の拡大防止のための開口部や配管、配線の被害防止対策等
- ・ 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置

b 放射線施設内設備

- ・ 線源収納部の浸水、転倒、移動、落下の防止措置
- ・ 治療用線源、CT（コンピューター断層撮影装）などによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

c 放射性同位元素保管容器類

- ・ 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒、落下防止対策
- ・ 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

(イ) 非常用機器材の整備

a 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備等

b 非常用電源類の整備

(ウ) 放射性同位元素等の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

(エ) 通報連絡、情報収集体制の整備

消防本部等関係機関との協議、連絡体制の確立等

(オ) 行動マニュアル類の整備

a 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化

b 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示

(カ) 防災教育

a 防災計画概要及び基本姿勢の周知

b 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知

(キ) 防災訓練

避難訓練、通報訓練、点検訓練、措置訓練を規模、形態に応じて定期的に行い徹底を図る。

(ク) 定期点検

a 放射線施設の建物についての耐震診断の実施

- b 非常用機材の作動点検、有効期間を配慮した措置
- c 廃液貯留槽内での量、濃度点検、漏水検査等

4 市及び消防本部の役割

(1) 市

- ア 平時より危険物等製造施設の設置状況の把握に努める。
- イ 的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有が可能となるよう、情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。
- ウ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これら事業場に対して有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策及び事故時の関係機関への連絡等について指導する。
- エ 火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限委譲を受けた事項に対応する。

(2) 消防本部

消防本部は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、立入検査を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等、現行基準に適合できるよう指導する。

5 防災関係機関の役割

第九管区海上保安本部は、危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平時からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し防災意識の普及、啓発を行う。

6 国の役割

国は、放射性物質取扱事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図る。

第2節 危険物等事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害が発生した場合、事業者は初動防災対応を実施すると共に速やかに消防本部、県警察等関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は被害の局限化を図るため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

実施担当	統括調整班 全ての班
防災関係機関	県

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事業者、消防本部、県警察、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的か

つ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。

会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

事業者は、災害が発生した場合、消防本部、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を通報し、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。また、地域住民の安全を図るため、必要に応じて速やかに災害発生について広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

災害発生時には、直ちに被災者の救助に当たるとともに、あらかじめ定めた自衛消防組織・自衛防災組織の活動要領に基づき自主防災活動を行い、消防機関到着後は事故状況や事業所内の危険物等の状況等を報告し、防災活動に協力する。

また、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設を点検し、施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講じる。

移送運搬中の事故に対しては、移送運搬の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質取扱事業所

事業者は、被災状況に応じ、化学物質安全性データシート（MSDS）、イエローカード等各種データベースの活用、及び隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得るなどにより、迅速・適切な対応を図る。

危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

イ 火薬類取扱事業所

事業者は、保管、貯蔵または運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の接近を禁止する。

搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める。火薬庫にあっては入口、窓等を目塗土で完全に密閉する。木部には防火措置を講じる等安全な措置を行う。

ウ 高圧ガス取扱事業所

事業者は、巡回、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、被害状況を確認し、災害の拡大防止措置を講じるとともに、関係機関へ通報、応援依頼等の連絡を行う。

エ 放射線使用施設等

事業者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、原子力規制委員会、消防本部等関係機関への通報を行う。

放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
事業者は、放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。また、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺を危険区域に設定し、区域周辺には縄を張り、又は標識灯を設け、かつ見張り人を置き関係者以外の立入りを禁止する。

3 市民の役割

危険物等による漏えい、火災等の事故の発見者は、速やかに消防本部、海上保安部等に通報する。

4 県の役割

県は、危険物等施設の事故状況を把握し、市や防災関係機関と情報の共有化を図り、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。また、必要に応じ人の健康の保護及び環境保全の観点から、環境調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報するとともに、ラジオ・テレビ放送及び新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る関係機関と協力し事故の情報を市民に広報する。

県は、事故の規模により、広域の応援が必要な場合は、緊急消防援助隊等広域応援を要請する。また、必要に応じ有害物質等の環境調査を実施し、結果を公表する。

5 消防機関の役割

消防機関は、負傷者の救助、消火活動等防ぎょ活動を実施するとともに必要に応じ警戒区域を設定する。

6 第九管区海上保安本部の役割

第九管区海上保安本部は、危険物積載船に対する移動命令又は航行の制限もしくは禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、とりやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、退避勧告等を行う。また、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがある場合、第九管区海上保安本部は、船舶用無線及び巡視船艇の拡声器等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知するとともに、避難又は警戒を呼びかける。

7 市の役割

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近の住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

災害が発生した場合は、事故状況を把握し、県や防災関係機関と情報の共有化を図るとともに、災害の状況や避難の必要性の有無、鎮圧の見通し等について市民に広報する。

また、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護及び付近の住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、避難指示等速やかに市民の避難誘導を実施するための必要な措置を講じる。

飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

8 河川や水路の管理者及び港湾管理者の役割

有害物質が河川・水路等の公共用水域に流出し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川や水路の管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

河川や水路の管理者及び港湾管理者は、危険物等が大量に流出した場合、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵および木材等の応急資機材を展張し、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて油吸着材、油処理剤等により処理する。

9 県警察の役割

県警察は、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、市の避難指示等に基づく避難の指示及び避難誘導を実施する。また、市民の避難や消火活動等の防災活動に支障をきたさないよう、交通規制等を実施する。

第9章 集団事故災害対策計画

第1節 集団事故災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

祭礼、公営競技、興行その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等による死傷者の発生を防止するため、催事等の主催者及び関係機関は、不特定多数の者の集まりにおいては群集心理が働き、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

実施担当	防災課 観光振興課 産業振興課 消防本部
防災関係機関	県 県警察 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）

(2) 各主体の責務

ア 催事等の主催者は、事故防止について第一義的な責任を負うものであり、必要な事故防止対策を講じなければならない。

イ 催事等の主催者は、県警察、消防機関、佐渡海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等関係機関と協力し、催事等の会場及びその周辺等における安全確保を徹底する。

ウ 催事等が開催される会場・施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、会場内の安全管理を徹底するとともに、不測の事態に備え、催事等の参加者の避難誘導體制を整備する。

エ 市は、催事等の主催者、施設管理者に対し、安全確保のための措置を講じることを周知・啓発するとともに、必要に応じて、消防機関とともに催事等における安全確保体制の構築を図る。

オ 県は、催事等の主催者、施設管理者等に対し、安全確保のための措置を講じることを周知・啓発するとともに、事故発生時の救助体制の構築を図る。

(3) 要配慮者への配慮

催事等の主催者及び関係機関は、催事等の開催に当たっては、乳幼児や高齢者等に特段の配慮の上で避難誘導體制を整備する。

2 催事等の主催者の役割

(1) 催事等の主催者は、催事等の規模・内容に応じて、実施計画において下記の事項を定める。

ア 催事等の会場及び周辺地域の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置及び警察官、警察署、佐渡海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）との連絡体制

イ 主催者による避難誘導體制、消防機関への連絡体制等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と協力した救急・救護体制

ウ 事故発生時に負傷者等を受入れる医療機関の確保等、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 催事等の主催者は、催事等の実施計画に則し、必要に応じて事前に、警察署、消防機関、佐渡海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行い、事故防止に万全を期す。
- (3) 催事等の主催者は、催事等の会場及び周辺の状況等を勘案の上、必要に応じて会場内に救護のための場所・人員をあらかじめ確保する。
- (4) 催事等の主催者は、催事等の参加者に対して安全確保への協力を呼びかけ、会場等においては主催者、警備要員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう周知徹底する。

3 施設管理者の役割

- (1) 施設管理者は、催事等における会場内の安全確保のため、催事等の主催者との役割分担を勘案の上、平時から下記の事項の確認及び体制整備を図る。
 - ア 施設・会場の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置
 - イ 事故発生時における催事等参加者の避難誘導手順、並びに警察署、消防本部、佐渡海上保安部等への連絡手順
 - ウ 事故発生時に負傷者等を受入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制
 - エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (2) 施設管理者は、催事等の主催者が作成する実施計画の内容を事前に確認し、事故防止のための助言を行うとともに、必要に応じて自ら、警察署、消防本部、佐渡海上保安署、医療機関等と連絡調整を行う。

4 催事等の参加者の役割

催事等の参加者は、事前に会場内の緊急避難経路を確認しておくとともに、事故の発生又はその兆候を認めた場合には、速やかに催事等の主催者に連絡する。

5 市の役割

- (1) 主催者等への周知

市は、催事等の主催者及び施設管理者に対し、下記の事項について周知徹底を図る。

 - ア 催事等の開催に当たり、事故発生時の対応等について体制整備を図り、事前に警察署、消防署、佐渡海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等と所要の調整を行うこと。
 - イ 事故が発生した場合には、直ちに警察署、消防本部、佐渡海上保安署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）に通報を行うこと。
- (2) 開催時の支援

市は、催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防機関とともに催事等の開催に際して所要の支援を行う。

6 消防機関の役割

- (1) 消防機関は、催事等の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。

- (2) 消防本部は、地域の医療機関及び市医師会と調整の上、催事等の開催時の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣要請、搬送先医療機関の確保を的確に行うよう努める。
- (3) 催事等の開催中においては、周辺の道路の状況等、消防活動を実施する上で必要となる情報を収集し、的確な状況判断に努める。

7 県の役割

- (1) 県は、市又は催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、催事等の開催に際して所要の支援を行う。
- (2) 催事等の事故で市から要請があった場合、広域応援の調整を行い、これに対応する。

8 県警察の役割

- (1) 県警察は、必要がある場合には、集団事故災害の防止を図るため、事前に催事等の主催者及び施設管理者等に対し、集団事故防止に必要な助言、指導を行う。
- (2) 催事等会場内の搜索活動及び負傷者の救出活動を実施する。
- (3) 会場周辺の状況を確認の上、必要に応じて交通規制等を行い、参加者の避難誘導を行う。

9 第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）の役割

- (1) 佐渡海上保安署は、催事等が海上に及ぶ場合は、事前に主催者から計画書等を提出させ、安全確保対策について指導する。
- (2) 第九管区海上保安本部は、必要に応じて航行警報又は水路通報を発出し、関係者及び通行船舶に対し行事内容について周知する。
- (3) 佐渡海上保安署は、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、通行船舶の安全を確保する。
- (4) 第九管区海上保安本部は、海上における負傷者を救出し、巡視船艇等及び航空機により救助所及び医療機関等へ搬送を行うとともに、海上に転落した者の搜索・救助活動を行う。

10 医療機関等の役割

医療機関及び市医師会は、催事等の主催者から協力を求められた場合、事故発生時の負傷者等の収容、現場への医療関係者の派遣等に協力するよう努める。

第2節 集団事故災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

催事等の会場及びその周辺等、特定の場で多数の者を巻き込んだ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、催事等の主催者及び施設管理者は、関係機関に対して直ちに通報し、初動的な救助・救護活動に当たる。

通報を受けた関係機関は、速やかに応急対策体制を整え、主催者等と相互に情報共有を図り、被害を最小限化するため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

実施担当	統括調整班	地域振興班	観光振興班	消防班
防災関係機関	県	県警察	第九管区海上保安本部（佐渡海上保安署）	

(2) 要配慮者への配慮

避難誘導に当たっては、必要に応じて乳幼児、高齢者等の避難経路を他と区分するなど、要配慮者が優先的に会場外に避難できるよう協力を呼びかける。

(3) 惨事ストレス対策

捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 関係機関の活動調整

(1) 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、調整本部において活動調整を行う。

(2) 合同対策調整会議

催事等の主催者、施設管理者、県警察、消防本部、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。

会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

3 各主体の役割

(1) 催事等の主催者の役割

ア 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、拡声機等により周辺状況を説明する。

イ 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。

ウ 催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請する。

エ 直ちに関係機関に第一報を通報するとともに、あらかじめ作成する催事警備実施計画に基づき、参加者の危険箇所からの避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの的確な避難誘導を実施する。

(2) 施設管理者の役割

- ア 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、場内放送等により周辺状況を説明する。
- イ 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- ウ 催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請する。
- エ 直ちに関係機関に第一報を報告するとともに、催事主催者と協同して、参加者の危険箇所からの避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

(3) 催事等の参加者の役割

- ア 事故の発生又はその兆候を認めた場合、速やかに催事等の主催者に連絡する。
- イ 主催者等の指示に基づき、適切な避難行動をとるとともに、要配慮者の避難誘導に協力する。

(4) 市・消防機関の役割

- ア 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況の情報を収集・確認の上、参加者の避難誘導を行うとともに、迅速に救急・救助活動に着手する。
- イ 救護所を開設し、負傷者の初期医療活動を行う。
- ウ 負傷者多数の場合は、広域応援を他の消防機関又は県に対して要請する。
- エ 負傷者の発生状況に応じ、必要がある場合は医療機関等に対し事故現場への医師の派遣等を要請するとともに、負傷者の搬送先医療機関の確保に努める。
- オ 催事等の参加者の安否情報の収集活動を行う。

(5) 県警察の役割

- ア 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況を確認の上、必要に応じて交通規制等を行い、参加者の避難誘導を実施するとともに、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- イ 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ウ 効果的な広報活動により、人心の安定を図る。

(6) 県の役割

- ア 市等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。
- イ 必要に応じて、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を要請する。
- ウ 災害拠点病院等の医療機関と協力し、負傷者の搬送先医療機関の確保及び受入れに当たるとともに、市からの要請に応じて、新潟DMA T又は県医療救護班の現地への派遣調整に努める。

(7) 第九管区海上保安本部の役割（催事等の場所が海上に及ぶ場合）

- ア 通報を受けた場合、直ちに巡視艇等を現場に急行させ、巡視艇による行事参加船舶の誘導を行うとともに、事故の拡大防止に努める。
- イ 必要に応じて航泊禁止区域を設定し、二次災害の発生防止に努める。
- ウ 海上における負傷者の救護に努めるとともに、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により医療機関等への搬送を行う。
- エ 必要に応じて、県警察、市、消防機関に協力を要請する。

(8) 医療機関等の役割

- ア 催事等の主催者から協力を求められている医療機関及び市医師会は、要請に応じて、医師、看護師等の招集など、負傷者の受入れ体制を整える。
- イ 多数の負傷者が生じた場合など、現場でのトリアージ実施等が必要なときは、医師の派遣に協力する。

第 10 章 竜巻等突風災害対策計画

第 1 節 竜巻等突風災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

これまでに発生した竜巻等突風による被害及びその対応等を踏まえ、各主体がそれぞれの責務を的確に果たし、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

実施担当	防災課
防災関係機関	県 新潟地方気象台

(2) 各主体の責務

ア 新潟地方気象台は、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の状況を的確に把握するため、観測・監視体制の強化を図る。また、防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するように努める。

イ 市は、竜巻等突風に対する市民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅、事務所等の被害が最小限に抑えられるよう努める。

ウ 県は、県内の港湾において、風速計の設置等による観測体制の強化を行う。

エ 電気通信事業者及び電力供給事業者は、電気通信設備又は電気供給設備の点検を日頃から行う等による竜巻等突風対策を実施する。

2 想定される竜巻等突風の発生及びその被害

(1) 想定される竜巻等突風の発生

ア 竜巻

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きで、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧降下が観測され、被害域は帯状・線状となる。

イ ダウンバースト

積雲や積乱雲から吹き降ろす下降気流で、地面に到達すると突風となって周囲に吹き出す。地上では、発散性の突風や露点温度の下降を伴うことがあり、しばしば強雨・ひょうを伴う。被害域は円・楕円状または扇状となる。周囲への吹き出しのサイズが 4 km 以上のものをマクロバースト、4 km 未満のものをマイクロバーストと呼ぶ。

ウ ガストフロント

積雲や積乱雲から吹き出した冷気の先端と周囲の空気との境界で、突風を伴うことがある。降水域から前線状に広がることが多く、数 10km あるいはそれ以上離れた地点まで進行する場合がある。地上では、突風と風向の急変、気温の急下降と気圧の急上昇が観測される。

(2) 竜巻等突風の規模及び被害の関係

竜巻等突風の規模（風速）と被害状況の関係については、概ね次のとおりである。

竜巻等突風の規模及び被害の関係

風速 (m/s) の範囲 (3 秒平均)	主な被害の状況 (参考)
25～38	○ 木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ○ 園芸施設において、被覆材（ビニールなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ○ 物置が移動したり、横転する。 ○ 自動販売機が横転する。 ○ コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ○ 樹木の枝（直径 2 cm～8 cm）が折れたり、広葉樹（腐朽有）の幹が折損する。
39～52	○ 木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ○ 園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ○ 軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ○ 通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ○ 地上広告版の柱が傾斜したり、変形する。 ○ 道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ○ コンクリートブロック塀（鉄筋有）が損壊したり、倒壊する。 ○ 樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
53～66	○ 木造の住宅において、上部構造の変形に伴い、壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ○ 鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ○ 普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ○ 鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ○ カーポートの骨組みが傾斜したり、倒壊する。 ○ コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ○ 広葉樹の幹が折損する。 ○ 墓石の棹石が倒壊したり、ずれたりする。
67～80	○ 木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ○ 鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ○ 鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ○ 工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ○ 鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ○ アスファルトがはく離・飛散する。
81～94	○ 工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。

風速 (m/s) の範囲 (3 秒平均)	主な被害の状況 (参考)
95～	○ 鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ○ 鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

3 市民・企業等の役割

市民・企業等は、その所有又は管理する住宅、事務所、工場、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある場合には、その補強等を行うように努める。

また、市民は、気象情報や市の広報等に十分注意し、雷や急な風の変化など、積乱雲が近く兆しがある場合には、頑丈な建物の中への避難、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により身の安全を図るように努める。

4 市の役割

(1) 市民等への情報伝達体制の整備

市は、県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 市民等の意識啓発

市は、市民・企業等が、上記 3 に規定する役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを市民等へ意識啓発する。

5 県の役割

(1) 関係機関・市との情報伝達体制の整備

県は、新潟地方気象台から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に市にその情報を的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策

県は、港湾における竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、港湾において荷役等に従事する事業者との間で、気象情報の収集のあり方や、竜巻等突風発生時の荷役等についての対応を事前に協議する。

6 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台の体制整備及び事前対策

ア 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

イ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また、気象庁では竜巻など

の激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

ウ 竜巻注意情報とは、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は発表から1時間である。

エ 竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県が市へ伝達する。

オ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への提供に努める。

カ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

キ 竜巻などの激しい突風が予想される場合には、時間経過および突風の発生可能性に応じて段階的に気象情報を発表することから、状況に応じて順次対応の程度を高めるなどの利用が効果的である。

段階的に発表される気象情報の流れ

予告的な気象情報	発達した低気圧などにより大雨などの災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかけます。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけますが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかけます。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県などを対象に発表します。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要です。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができます。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに常時提供します。発生確度1や2は「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味します。

(2) 電気通信事業者の体制整備及び事前対策

風水害対策編 第2章 第15節「電気通信事業者の災害予防計画」に定めるところによる。

(3) 電力供給事業者の体制整備及び事前対策

風水害対策編 第2章 第16節「電力供給事業者の災害予防計画」に定めるところによる。

第2節 竜巻等突風災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

竜巻等の突風災害が発生した場合、各主体は、被害の有無及び被害状況の確認、救急・救助活動、医療救護活動、避難所の開設、応急住宅の確保、電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧、倒壊又は損壊した家屋等に係る廃棄物処理、自衛隊やボランティアの受入れ等の業務を行うに当たって、風水害対策編 第3章 第8節「被災状況等収集伝達計画」、第10節「市民避難計画」、第11節「避難所運営計画」、第13節「自衛隊の災害派遣計画」、第19節「救急・救助活動計画」、第20節「医療救護活動計画」、第23節「廃棄物の処理計画」、第32節「公衆通信施設応急対策」、第33節「電力供給施設応急対策」、第45節「応急住宅対策」及び第46節「ボランティア受入れ計画」に定める責務を実施する。

また、捜索、救助・救援又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

実施担当	市民福祉班 農林水産班 統括調整班
防災関係機関	県 各関係機関

(2) 各主体の責務

市民等、市、県及び主な関係機関の主な責務は、次のとおりである。

ア 市民、企業等の責務

- (ア) 市民、企業等は、倒壊、落下、飛来等した危険物の有無を確認し、危険物を確認した場合には、その除去、関係機関への連絡等に努める。
- (イ) 市民、企業等は、電線又は電話線の切断を確認した場合には、近寄らずに、速やかに電気事業者又は電気通信事業者に連絡するよう努める。

イ 市の責務

- (ア) 市は、災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。
- (イ) 市は、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 消防機関は、直ちに消防隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- (エ) 市は、避難所を開設し、地域住民、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- (オ) 市は、応急仮設住宅の建設地を選定し、県が行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (カ) 市は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。

ウ 県の責務

- (ア) 県は、市、消防本部、佐渡県地域振興局及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。
- また、必要に応じて職員を市に派遣する。

- (イ) 県は、救急救助活動に関する状況の把握及び関係機関との情報共有・総合調整を行う。
また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。
- (ウ) 県は、医療活動状況に関する状況の把握及び医療機関との情報共有・総合調整を行い、
災害の状況に応じて適切な医療活動が行われるようにする。
- (エ) 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。
- (オ) 県は、応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- (カ) 県は、県ボランティア本部が設置された場合には、職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

エ 電気通信事業者及び電力供給事業者の責務

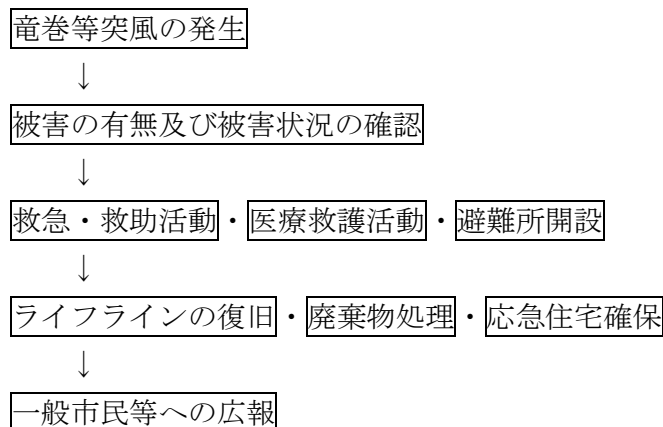
電気通信事業者及び電力供給事業者は、通信及び電力ラインの確保を図るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

また、特に電力供給事業者にあつては、市民への広報等を実施し、感電、火災等の電気による二次災害の発生の防止を図る。

(3) 惨事ストレス対策

搜索、救助・救急又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 応急対策の流れ



- ・ 被害状況、対応状況等について、適時に、一般市民等に対して広報を行う。

3 応急対策業務の内容

(1) 被害の有無及び被害状況の確認

風水害対策編 第3章 第8節「被災状況等収集伝達計画」に定めるところによる。

(2) 救急・救助活動

風水害対策編 第3章 第19節「救急・救助活動計画」に定めるところによる。

(3) 医療救護活動

風水害対策編 第3章 第20節「医療救護活動計画」に定めるところによる。

(4) 避難所開設・応急住宅確保

風水害対策編 第3章 第10節「市民等避難計画」、第11節「避難所運営計画」及び第45節「応急住宅対策」に定めるところによる。

- (5) 電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧
風水害対策編 第3章 第32節「公衆通信施設応急対策」及び第33節「電力供給施設応急対策」に定めるところによる。
- (6) 倒壊又は損壊した家屋等に係る廃棄物処理
風水害対策編 第3章 第23節「廃棄物の処理計画」に定めるところによる。
- (7) 自衛隊やボランティアの受入れ
倒壊又は損壊した家屋等の撤去や後かたづけ等のための自衛隊やボランティアの受入れについては、風水害対策編 第3章 第13節「自衛隊の災害派遣計画」及び第46節「ボランティア受入れ計画」に定めるところによる。
- (8) 海上事故災害等が発生した場合の対応
竜巻等突風により「個別災害対策編」に定める海上事故災害、航空事故災害又は道路事故災害が発生した場合にあっては、それらの節に定める対策を実施する。

第 11 章 大規模火災対策計画

第 1 節 大規模火災予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、市、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等の必要な対策を講じる。

実 施 担 当	防災課 消防本部
防災関係機関	県

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底し、消火器具等の設置に努める。

イ 市は、火災に強いまちづくりを推進するとともに、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市・消防機関の協力を得て、火災に強いまちづくりを促進するとともに、防火思想の普及促進に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 自治会や市が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自治会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 防火思想の普及促進

- ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対して大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等に関する防災知識の普及、啓発を図る。
- イ 火災を早期に発見し逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報機等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

- ア 以下により、火災に強い都市構造の形成を図る。
 - (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - (イ) 木造密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
 - (ウ) 市街地再開発事業等による市街地の面的整備
 - (エ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - (オ) 水面・緑地帯の計画的確保
 - (カ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - (キ) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。
- ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平時から関係機関と協力し道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には火災の有無にかかわらず除雪を行う。

(3) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(4) 応援体制の強化

より多くの消防力を迅速に投入できるよう、あらかじめ応援要請の基準を定め、応援体制の強化を図る。

(5) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との給水活動等についての協定の締結など、地域の実

情に即した多面的な水利の確保を図る。

(6) 消防団の充実強化

ア 市民や事業所の消防団活動への理解を深め協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装の徹底等により、安全管理の徹底を図る。

ウ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(7) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(8) 避難場所、避難所等の指定・避難誘導

ア 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

ウ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(9) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

4 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

市と連携し、市民に対する防火思想の普及について推進する。

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報機等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 市と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に側面的に寄与する。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 木造密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の推進

(ウ) 市街地再開発事業等による市街地の面的整備の推進

- (エ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化への支援
- (オ) 水面・緑地帯の計画的確保
- (カ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。
- ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平時から関係機関と協力し道路の除雪に努めるとともに、冬期道路交通確保計画に基づき交通確保を図る。
- (3) 自主防災組織の育成強化
市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。
- (4) 消防設備士等の活用
消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

5 防災関係機関の役割

- (1) 消防機関
 - ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の早期設置を推進するとともに、維持管理の徹底を図る。
 - イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
 - ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。
 - エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。
 - オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。
 - カ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。
 - キ 上記カの地域の火災防ぎょ計画を策定する。
 - ク 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するため、気象条件を勘案した出動基準を定める。
 - ケ 強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風下における消火活動 要領を定める。
 - コ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。
- (2) 警察本部
 - ア 大規模火災発生後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

イ 広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 第九管区海上保安本部

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第2節 大規模火災応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市民の初期火災による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講じる。

実施担当	統括調整班 全ての班
防災関係機関	県

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 新潟県広域消防相互応援協定を締結する県下各消防本部は、応援要請を受けた場合は、協力してその対応に当たる。

オ 県は、大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

カ 県は、市から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟DMA T又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

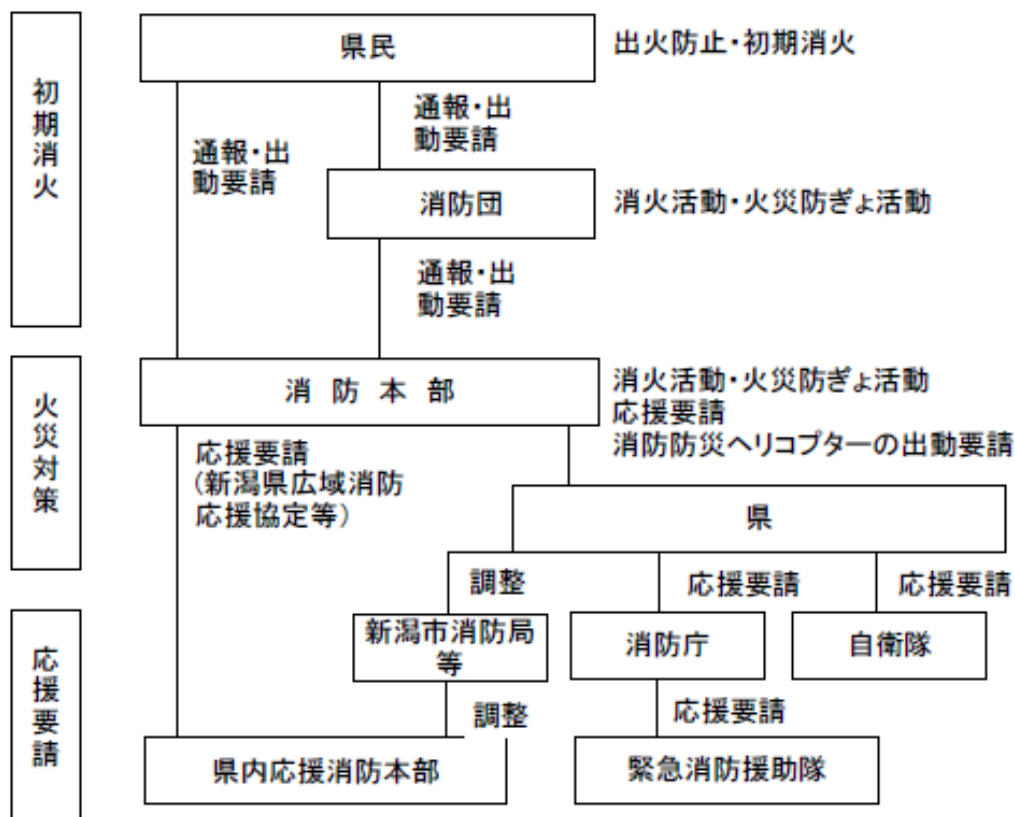
(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 応急対策の流れ



3 応急対策の実施業務の内容

(1) 初期消火

ア 市民・地域の役割

(ア) 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に火災発生を通報しなければならない

- a コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- b 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
- c 消防本部へ迅速に火災発生を通報する。

(イ) 地域、職場等の自主防災組織は、自ら身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。

イ 消防団の役割

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

(ア) 消防団の参集

参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。

(イ) 初期消火の広報

出動に際しては、周辺市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(ウ) 情報の収集、伝達

現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。

(エ) 消火活動

消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。

(2) 火災対策

ア 消防本部の役割

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。

(ア) 消防職員の招集

火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。

(イ) 火災情報の収集

119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。

(ウ) 緊急車両等の通行路の確保

- a 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道路管理者に対して道路啓開を要請する。
- b 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

(エ) 火災防ぎょ活動

- a 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。
- b 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
- c 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。

(オ) 消防水利の確保

消防機関は、水道事業者と連携し、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。

イ 県警察の役割

警察本部等は、県警ヘリコプター等により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。

(ア) 被害情報等の把握

- a 県警ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。
- b 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(イ) 緊急車両等の通行路の確保

消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(ウ) 災害現場周辺の交通規制

災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。

ウ 県の役割

県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。

エ 第九管区海上保安本部の役割

第九管区海上保安本部は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。

(3) 避難誘導活動

風水害対策編 第3章 第10節「市民等避難計画」に準ずる。

(4) 広域応援の要請

ア 消防本部の役割

(ア) 市内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を代表消防本部に要請する。

(イ) 上記(ア)によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

(ウ) 上記(ア)・(イ)の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部 救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。

イ 新潟市消防局等

新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。

ウ 県の役割

(ア) 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、市からの緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。

(イ) 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。

(ウ) 新潟県消防防災航空隊は上記(ア)において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。

(エ) 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。

(カ) 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもってしても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。

エ 市の役割

市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。

第 12 章 雪害対策計画

第 1 節 雪害予防対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

積雪期においても、安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、市は、市民、県及び防災関係機関との役割分担に留意の上、通信・交通網の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

実 施 担 当	防災課	建設課	建築住宅課	社会福祉課	高齢福祉課
防災関係機関	県	新潟地方気象台	各関係機関		

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

市は、個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員等）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて佐渡地域振興局の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

市及び県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類、発表対象区域は「風水害対策編 第 3 章 第 4 節「気象情報等伝達計画」」に示すとおりである。

(2) 新潟地方気象台の役割

ア 降雪量予想

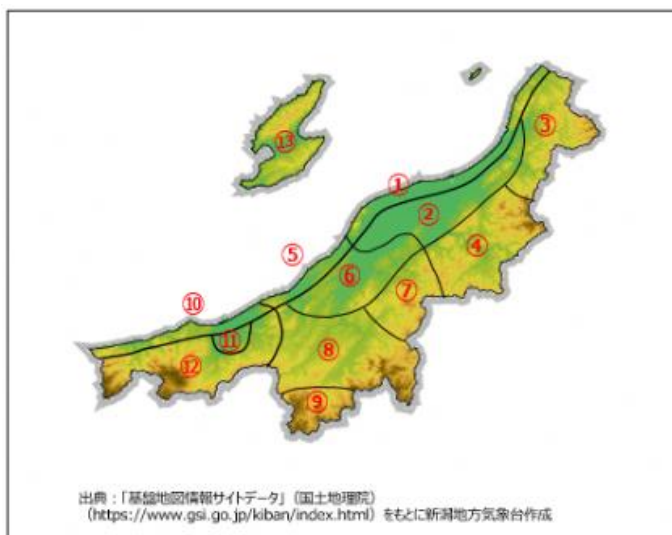
新潟地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、12 月～3 月までの期間、県内を降雪の特性により 13 地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。各地域の平均及び最大降雪量予想を 1 日 2 回（6 時、16 時）発表する。

イ 発表時刻及び内容

6 時→当日 18 時までの 12 時間降雪量及び翌日 6 時までの 12 時間降雪量予想

16 時→翌日 6 時までの 12 時間降雪量及び翌日 18 時までの 12 時間降雪量予想

予報地域区分



①	下越海岸
②	下越平野
③	下越山沿北部
④	下越山沿南部
⑤	中越海岸
⑥	中越平野
⑦	中越山沿北部
⑧	中越山沿中部
⑨	中越山沿南部
⑩	上越海岸
⑪	上越平野
⑫	上越山沿
⑬	佐渡

(イ) 降雪量分布予報

降雪量を約 5 km 格子単位で翌日 24 時までを示す予報。降雪の深さは格子内平均の 3 時間降雪量とし、「降雪量なし」「2 cm 以下」「3～5 cm」「6 cm 以上」の 4 段階に区分した「降雪量分布予報」を発表する。

(3) 県の役割

県は、新潟県雪情報システムを運用し、12 月 1 日から 3 月 31 日までの間、県内 37 地点の降雪量予測情報を、ホームページ上で提供する。

(予測地点)

山北、村上、関川、新発田、胎内、津川、五泉、秋葉、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、**相川、両津**

3 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(1) 市民及び地域の役割

ア 市民の役割

孤立予想地区の市民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の市民は、最低 7 日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

イ 地域の役割

雪崩等の発生時に、孤立予想地区の市民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を市民自が行えるよう、自主防災組織等による防災訓練等の実施に努める。

(2) 市の役割

ア 孤立が予想される地区の事前把握と対象地域の市民への周知に努める。

イ 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

(ア) 市は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(イ) 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

ウ 孤立時の通信の確保

(ア) 孤立時の通信確保のため、防災行政無線、衛星携帯電話等の整備による通信網の多ルート化や停電時の補助電源及び非常用電源を整備に努める。

(イ) 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・防災行政用無線機等の貸与や携帯など、孤立を防止する通信手段の設置に努めるとともに、対象地区における緊急時の通信・連絡体制について、市民に周知する。

エ 孤立が予想される地区の防災拠点となる施設の確保に努め、資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置を行う。

オ 集落の孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する）するとともに、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

(3) 県の役割

ア 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

(ア) 県は、雪崩災害防止のため、市と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(イ) 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

イ 孤立予想地区への資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の補助により、孤立予想地区への通信資機材の整備促進について支援する。

(4) 電気事業者の役割

倒木・倒竹等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、市及び県との連携に努める。

(5) 電気通信事業者の役割

ア 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。

イ 主要拠点ビル等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

(ア) 孤立防止対策用衛星電話

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

- (エ) 応急復旧用光ケーブル
- (オ) ポータブル衛星車
- (カ) その他応急復旧用諸装置

ウ 倒木・倒竹等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、市及び県との連携に努める。

4 建築物の雪害予防計画

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止の啓発に努め、屋根雪処理等に係る事故を減少する。

(1) 市民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。

(2) 市の役割

ア 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

また、空家等の所有者に対し、落雪や倒壊による周囲への被害発生を防止するため、適切な維持管理を指導する。

イ 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅に関する情報提供や助成制度等の実施により、克雪化の普及に努める。

(ア) 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

(イ) 住宅の克雪化に関する情報提供（屋根雪の処理方法の特徴や工夫等）による普及啓発

ウ 除雪困難世帯等に対する除雪支援

(ア) 除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みがなされるよう配慮する。

(イ) 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

a 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要援護世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

b 生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準表に定める範囲において支給できるよう措置される。

エ 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、市民に対する啓発に努める。

(ア) こまめな雪下ろしの励行

(イ) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

- (ウ) 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止
- (エ) 非常時における出入口の確保
- (3) 消防団の役割
福祉施設等建築物の倒壊防止及び屋根雪落下等による事故防止のため、市の実施する除雪対策等に協力する。
- (4) 県の役割
 - ア 市が実施する住宅の克雪化に対する助成制度及び克雪住宅の普及について支援する。
 - イ 屋根雪時の転落や雪処理時における事故防止について、市とともに啓発に努める。

5 電力・通信の確保計画

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木・倒竹等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けて、市や県との連携に努める。

(1) 電力供給事業者の役割

電力送配電事業者である東北電力ネットワーク新潟支社は、雪害（倒木・倒竹等による電線損傷に伴う停電等）のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。そのため以下の取組みに努める。

- ア 送電線路、配電線路の雪害予防措置（降雪期前の点検、補修、整備等）を講じる。
- イ 平時から復旧用主要資材（電線、引込電線、変圧器、開閉器、碍子類等）の配備に努める。
- ウ 大雪災害時の倒木等によるインフラへの被害防止や停電の未然防止及び早期復旧を目的に、市と連携し電線周りの支障木のおそれのある樹木の事前伐採に努める。
- エ 機動力（雪中輸送への対応等）及び通信網（移動無線機の配備等）の整備を図る。
- オ 復旧体制を構築し、迅速な応急対策の実施に向けての整備（風水害対策編 第3章第33節「電力供給施設応急対策」参照）に努める。

(2) 電気通信事業者の役割

電気通信事業者である東日本電信電話株式会社は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。そのため以下の取組みに努める。

- ア 通信設備の耐雪構造化を推進する。
- イ 通信網の整備（主要伝送路の複数ルート構成、主要な電気通信設備の予備電源の整備）を図る。
- ウ 大雪災害時の倒木等によるインフラへの被害防止や停電の未然防止及び早期復旧を目的に、市と連携し電線周りの支障木のおそれのある樹木の事前伐採に努める。
- エ 災害対策用機器及び無線車を配備する。
- オ 停電に備えた資機材（蓄電池設備の設置、移動電源車及び可搬型電源装置の増設・新設）の配備に努める。

カ 設備復旧体制を確立し、迅速な応急復旧工事の実施に向けての整備（風水害対策編 第3章 第32節「公衆通信施設応急対策」参照）に努める。

6 道路交通の確保

道路管理者は、積雪期における道路の除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期における道路交通を確保する。

県・関係機関においては、雪害発生時における除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。

また、道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握することにより、リスク回避のための予防的な通行規制区間を設定する。

(1) 市の役割

ア 除雪体制の整備

市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

除雪体制としては、道路管理者同士の連携を図り、効率よく除雪ができるよう、除雪事業者による除雪実施路線の相互乗り入れ等の実施や迅速かつ的確な除雪・排雪の実施に向け、除雪機械及び要員の整備充実に努める。

イ 除雪対策協議会の設置

(ア) 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期するため、市除雪対策協議会を設置する。

(イ) 除雪対策協議会は、市、佐渡地域振興局、消防本部、警察、市内交通機関、その他関連機関の代表をもって構成し、この場で協議して具体的な除雪計画を策定する。

ウ 除雪路線及び除雪目標の設定

除雪路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

また、交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、次の区分により迅速・効率的な除雪を実施する。

路線の区分	除雪目標
第 一 種	2車線（6m以上）交通の確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。
第 二 種	2車線（5.5m～6m）交通の確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で退避所を設ける。
第 三 種	1車線幅員（3.5m～4m）で退避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。

エ 道路等の除雪

(ア) 道路の除雪

市は、主要道路（バス運行路線）について、極力2車線以上の確保を図り、その他については1車線以上確保する。機械力の除雪が困難な場合については、自治会、集落等、

地域住民に協力を求めるなど、主要路線までの除雪を図る。なお、除雪後の雪捨て場についても、事前に場所の指定をし、市民に協力を呼びかける。

(イ) 駐車車両対策

市は、冬期間の道路交通の安全と円滑な除雪作業を確保するため、障害となる車両の駐車、除雪路線での車両放置等のないよう市民に周知する。

(ウ) 雪下ろしによる交通障害の排除

市は、家屋密集地域及び主要道路の沿線に居住する市民に対し、地区別除雪、一斉除雪等の協力を求め、交通障害等の排除を図る。

オ 緊急時における除雪

異常降雪時は、除雪の判断基準となる路面積雪深に関わらず早期の除雪に着手するとともに、迅速な除雪完了を目指し、除雪時間帯によらない連続した除雪等を実施する。

カ 市民への周知

(ア) 除雪作業中の事故防止

積雪後、気温が上がり雪が緩みやすくなったとき等、除雪作業中の事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を行う。

(イ) 不要・不急の道路利用を控える旨の周知

集中的な豪雪が予測される場合、マイカー使用の自粛を求めるなど、不要・不急の道路利用を控える旨の周知を行う。

(ウ) 市民の協力

市ホームページや広報誌等を通して、市民の除雪等への協力を呼びかける。

- a 路上駐車禁止
- b 自宅の出入り口付近の除雪
- c 車道へ雪を投げ出さない
- d 除雪作業の支障となるものの撤去 他

(2) 県の役割

県は、毎年「冬期道路確保計画」を策定するとともに、除雪体制を整備し雪害予防に努める。

7 雪崩防止施設の整備

雪崩発生の防止及び雪崩発生時における被害の軽減を図るため、雪崩危険箇所の把握及び雪崩防止施設等の整備推進に努める。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

(1) 市の役割

ア 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、「雪崩危険箇所図」等を用い雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩防止施設等の整備

(ア) 雪崩防護施設等の整備

市管理道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の雪崩防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(イ) 雪崩防止施設等の整備、点検

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、積雪前の整備、点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

(2) 県の役割

ア 雪崩危険箇所の調査

雪崩対策を効率的実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれがある雪崩危険箇所の的確な把握が必要であることから、県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

イ 雪崩危険箇所の周知

県は、雪崩災害防止のため、市と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

ウ 雪崩防止施設等の整備

県は、雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備に努める。

(ア) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生により被害が予想される箇所に対しては、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防を図る。

(イ) 雪崩防護施設等の整備

雪崩の走路及び堆雪区に対しては、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(ウ) 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるため、積雪前の整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

(3) 関係機関の役割

管理する道路やその附属施設の保全及び交通安全を確保するため、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、定期的な施設点検等に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

第2節 雪崩事故の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）を中心としたパトロール及び、市民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

実施担当	統括調整班 全ての班
防災関係機関	県 新潟地方気象台 各関係機関

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

イ 市の責務

(ア) 市は、雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

また、危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努めるとともに、関係機関の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等の適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。また、雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講じる。

(イ) 気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について市民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、市民に対し避難指示等を発令する。市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受入れるとともに十分な救援措置を講じる。

(ウ) 市は、自らの巡視、又は他の関係機関、雪崩巡視員、市民等からの通報により雪崩の発生を確認した時は、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。

(エ) 市民等が被災した場合は、直ちに消防本部、県警察と協力して救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。さらに、住居を失った市民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

(オ) 雪崩が河川等の他施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

- (カ) 雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県、県警察に要請してヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、もしくは集落市民全員の避難救助を実施する。

ウ 道路管理者の責務

- (ア) 道路等管理者は、積雪期間中、パトロール等により雪崩の兆候等異常な事態を確認したときは、当該区間における車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等の適切な措置を行い、雪崩発生の事前回避に努める。
- (イ) 雪崩により道路等の施設が被災した場合は、直ちに当該区間における車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、車両が雪崩により被災した場合は、直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求め、救出作業に協力する。
- (ウ) 雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じ周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

エ 県、県警察の責務

- (ア) 雪崩災害が発生するおそれのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市および市民に提供する。
 - (イ) 市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び市民の避難に関して指導する。また、雪崩巡視員の配置及び教育に関して、市に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。
 - (ウ) 市がヘリコプターの出動を要請したときは、これに協力する。
- (3) 要配慮者に対する配慮
- 市及び福祉施設の管理者等は、市民の避難が必要となった場合、地域住民、自主防災組織等の支援を得て地域ぐるみで避難行動要支援者の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

2 応急対策の実施

(1) 雪崩災害等の調査

- ア 市は、自らの巡視、又は他の関係機関、雪崩巡視員、市民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに災害の規模、被害の有無等を確認し、県に状況を報告する。
- イ 市及び県は、雪崩災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行うとともに、雪崩が他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害拡大の防止に努める。また、引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合には、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。
- ウ 県は、被災概要調査結果及び被災状況の推移について、市を含めた関係機関等に連絡する。市は、この情報について関係住民に連絡する。

(2) 応急対策工事の実施

市及び県は、被災調査の結果から、引き続き雪崩発生のおそれがあるが、現地作業の安全性が確認できた場合は、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

また、感知器とそれに連動する警報器の設置や監視員等の配備を行うことにより、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(3) 避難指示の発令等

ア 市の役割

- (ア) 市は、気象情報等により雪崩の発生による被害が予想されるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示等の発令及び適切な避難誘導を実施する。
- (イ) 市民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受入れるとともに十分な救援措置を講じる。
- (ウ) 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

イ 県の役割

迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるよう、市へ概要調査結果の報告や雪崩災害に関する防災情報を提供する。

(4) 救急・救助活動

市民が被災した場合は、直ちに消防本部、県警察等の関係機関と連携し、迅速な救急・救助活動を実施する。

- ・雪崩事故等による被災者等の救急・救助
- ・孤立集落の市民の避難に関する救助活動

(5) 医療救護活動

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、状況に応じた適切な医療救護活動を行う。

第 13 章 大規模停電事故災害対策計画

1 計画の方針

大雪や台風等の暴風や地震発生による倒木等を原因とする断線や電柱の倒壊が発生した場合、長期間に渡り大規模停電が発生するおそれがあり、発生した場合には市民生活に大きな影響を与えることが予想される。そこで、このような事態が起こらないよう停電に強いまちづくりを実現するため、地震や風水害等に起因する市域の広域かつ長期間の停電を想定した、大規模停電の発生時における被害軽減や迅速な復旧を図るための応急対策について定める。

実 施 担 当	統括調整班 全ての班
防災関係機関	電力、通信事業者 携帯電話事業者

2 予防計画

(1) 伐採対策

市、電力事業者及び電気通信事業者は、森林所有者に対して大雪、強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのある樹木、竹の伐採を励行する。

(2) 市は、大規模停電時に災害対策や復旧の拠点（本部、支部、消防等）のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

(3) 停電を想定した家庭内備蓄

市は、停電の長期化を想定して石油ストーブ、ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄するよう周知する。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

市長は、大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるときに 災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。また、状況に応じて県、電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

(2) 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。電気通信事業者及び携帯電話事業者は通信障害の情報を収集し、現状 と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

市は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

(3) 避難所対策

大規模停電により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、風水害対策編 第 3 章 第 10 節「市民等避難計画」の定めるところにより実施する。

(4) 電源車等の運用

市は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設や避難所の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請、EV や PHEV の公用車の活用、災害協定による自動車業者への EV 車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

4 電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者、道路管理者等が連携した迅速な復旧を推進する

(1) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者は、電力施設、電気通信施設、携帯電話基地局の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者と協力して除去する。

(2) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者は、市、道路管理者、係団体等と、復旧の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。

5 被災者支援

市は、停電が長期化した地区について住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 機材・物資支援

市は、地区避難所に対して、発電機、ストーブなどの貸し出し、また、地区避難所において非常食の配布を行う。